

5-2-7. 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

(1) 大気汚染防止法に規定する指定地域

調査区域には、「大気汚染防止法」(昭和43年6月10日法律第97号)第5条の2第1項に規定する総量規制基準を定めなければならない指定地域はありません。

(2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の

削減等に関する特別措置法に規定する窒素酸化物対策地域又は粒子状物質対策地域

調査区域には、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(平成4年6月3日法律第70号)第6条の第1項に規定する自動車排出窒素酸化物及び第8条第1項に規定する自動車排出粒子状物質の総量の削減計画を定める特定地域はありません。

(3) 幹線道路の沿道の整備に関する法律の規定により指定された沿道整備道路

調査区域には、「幹線道路の沿道の整備に関する法律」(昭和55年5月1日法律第34号)第5条第1項の規定により指定された沿道整備道路はありません。

(4) 自然公園法の規定により指定された国立公園、国定公園又は都道府県自然公園の区域

調査区域には、「自然公園法」(昭和32年6月1日法律第161号)第5条第1項の規定により指定された国立公園として秩父多摩甲斐国立公園、また「自然公園法」第5条第2項の規定により指定された国定公園として八ヶ岳中信高原国定公園があります。指定状況を表5-2-23に、位置を図5-2-10に示します。事業実施区域内には、「自然公園法」で指定された公園はありません。

表 5-2-23 国立公園・国定公園の概況

| 区分 | No. | 名称 | 所在地 | 面積(ha) | 指定年月日 |
|------|-----|-------------|--------|--------|------------|
| 国立公園 | 1 | 秩父多摩甲斐国立公園 | 山梨県北杜市 | 5,937 | 昭和25年7月10日 |
| | | | 長野県 | 9,716 | |
| 国定公園 | 2 | 八ヶ岳中信高原国定公園 | 山梨県北杜市 | 4,088 | 昭和39年6月1日 |
| | | | 長野県 | 35,769 | |

注1) No. は図5-2-10中の番号に対応しています。

注2) 秩父多摩甲斐国立公園は埼玉県、東京都、山梨県及び長野県の4県に、八ヶ岳中信高原国定公園は山梨県及び長野県にわたって指定されています。

山梨県出典：「やまなしの環境2018」(平成31年3月、山梨県)

「山梨県自然環境保全図」(平成27年3月、山梨県森林環境部みどり自然課)

「秩父多摩甲斐国立公園 指定書及び公園計画書」(平成12年8月10日)

長野県出典：「自然公園等指定状況一覧」(平成31年1月31日現在、長野県自然保護課ホームページ)

「長野県の自然公園の紹介」(平成31年3月5日現在、長野県自然保護課ホームページ)

(5) 自然環境保全法の規定により指定された原生自然環境保全地域、

自然環境保全地域又は都道府県自然環境保全地域

調査区域には、「自然環境保全法」(昭和47年6月22日法律第85号)第14条第1項の規定により指定された原生自然環境保全地域及び第22条第1項の規定により指定された自然環境保全地域はありません。

山梨県の調査区域には、「山梨県自然環境保全条例」(昭和46年10月11日山梨県条例第38号)第5条の規定により指定された自然環境保全地区として、紅葉橋、八ヶ岳川俣及び谷戸城が指定されています。指定状況を表5-2-24に、位置を図5-2-10に示します。事業実施区域内には、これらの指定地域はありません。

長野県の調査区域には、「長野県自然環境保全条例」(昭和46年7月13日長野県条例第35号)第7条第1項の規定により指定された長野県自然環境保全地域及び同条例第15条第1項の規定により指定された郷土環境保全地域の指定区域はありません。

表 5-2-24 自然環境保全地区の概況

| 都道府県 | 区分 | No. | 名称 | 所在地 | 面積(ha) |
|------|----------|-----|-------|-------------|--------|
| 山梨県 | 景観保存地区 | Y1 | 紅葉橋 | 北杜市須玉町江草、比志 | 50 |
| | | Y2 | 八ヶ岳川俣 | 北杜市大泉町西井出 | 132 |
| | 歴史景観保全地区 | Y3 | 谷戸城 | 北杜市大泉町谷戸 | 6 |

注1) No. は図5-2-10中の番号に対応しています。

出典：「やまなしの環境2018」(平成31年3月、山梨県)

「山梨県自然環境保全図」(平成27年3月、山梨県森林環境部みどり自然課)

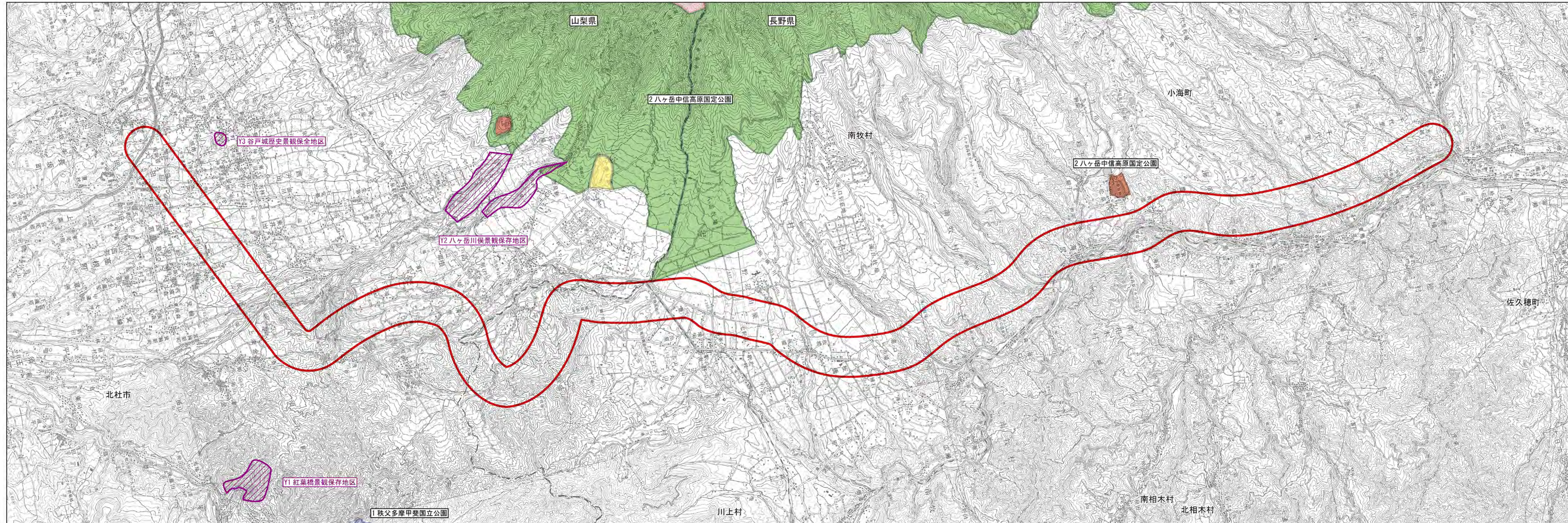
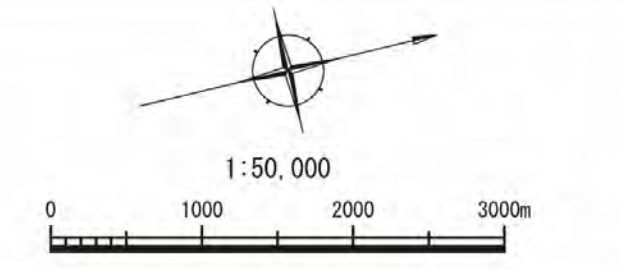


図 5-2-10 自然公園等位置図

- 凡 例
- 事業実施区域
 - 県境
 - 市町村界
- 自然公園地域
- 特別保護地区
 - 第1種特別地域
 - 第2種特別地域
 - 第3種特別地域
 - 普通地域
- 自然環境保全地区
- 対象地区

山梨県出典：「国土数値情報 自然公園地域データ 山梨県」
 (平成 27 年、国土交通省国土政策局 国土情報課)
 「山梨県自然環境保全図」
 (平成 27 年、山梨県森林環境部 みどり自然課)

長野県出典：「国土数値情報 自然公園地域データ 長野県」
 (平成 27 年、国土交通省国土政策局 国土情報課)
 「信州くらしのマップ」(長野県ホームページ)



(6) 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約の

世界遺産一覧に記載された自然遺産の区域

調査区域には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成4年9月28日条約第7号）第11条の2の世界遺産一覧表に記載された自然遺産の区域はありません。

(7) 都市緑地法の規定により指定された緑地保全地域又は特別緑地保全地区

調査区域には、「都市緑地法」（昭和48年9月1日法律第72号）第5条第1項の規定により指定された緑地保全地域及び第12条第1項の規定により指定された特別緑地保全地区はありません。

(8) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の規定により

指定された生息地等保護区の区域

調査区域には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年6月5日法律第75号）第36条第1項の規定により指定された生息地等保護区の区域はありません。

(9) 希少野生動植物保護条例の規定により指定された生息地等保護区の区域

山梨県の調査区域には、「山梨県希少野生動植物保護条例」（平成19年7月9日山梨県条例第34号）第22条の規定により指定された生息地等保護区の指定区域はありません。

長野県の調査区域には、「長野県希少野生動植物保護条例」（平成15年3月24日長野県条例第32号）第23条の規定の規定により指定された生息地等保護区の指定区域はありません。

(10) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定により設定された鳥獣保護区の区域

調査区域には「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（平成14年7月12日法律第88号）第28条第1項の規定により設定された鳥獣保護区及び第29条第1項の規定により設定された特別保護地区があります。設定状況を表5-2-25及び表5-2-26に、位置を図5-2-11に示します。事業実施区域内には、八ヶ岳鳥獣保護区、松原湖高原鳥獣保護区及び南牧鳥獣保護区があります。

表 5-2-25 鳥獣保護区等の設定状況（山梨県）

| 区分 | No. | 名称 | 所在地 | 面積(ha) | 期間終了年月日 |
|--------|-----|----------------------|-----------|---------|-------------|
| 鳥獣保護区 | Y1 | 八ヶ岳鳥獣保護区 | 八ヶ岳山麓一帯 | 6,999.1 | 平成40年10月31日 |
| | Y2 | 県立八ヶ岳少年自然の家 鳥獣保護区 | 北杜市高根町念場原 | 88 | 平成35年10月31日 |
| 特別保護地区 | Y3 | 八ヶ岳特別保護地区 | 北杜市八ヶ岳山麓 | 686.4 | 平成40年10月31日 |

注1) No. は図5-2-11中の番号に対応しています。

出典：「平成30年度山梨県鳥獣保護区等位置図」（平成30年、山梨県森林環境部みどり自然課）

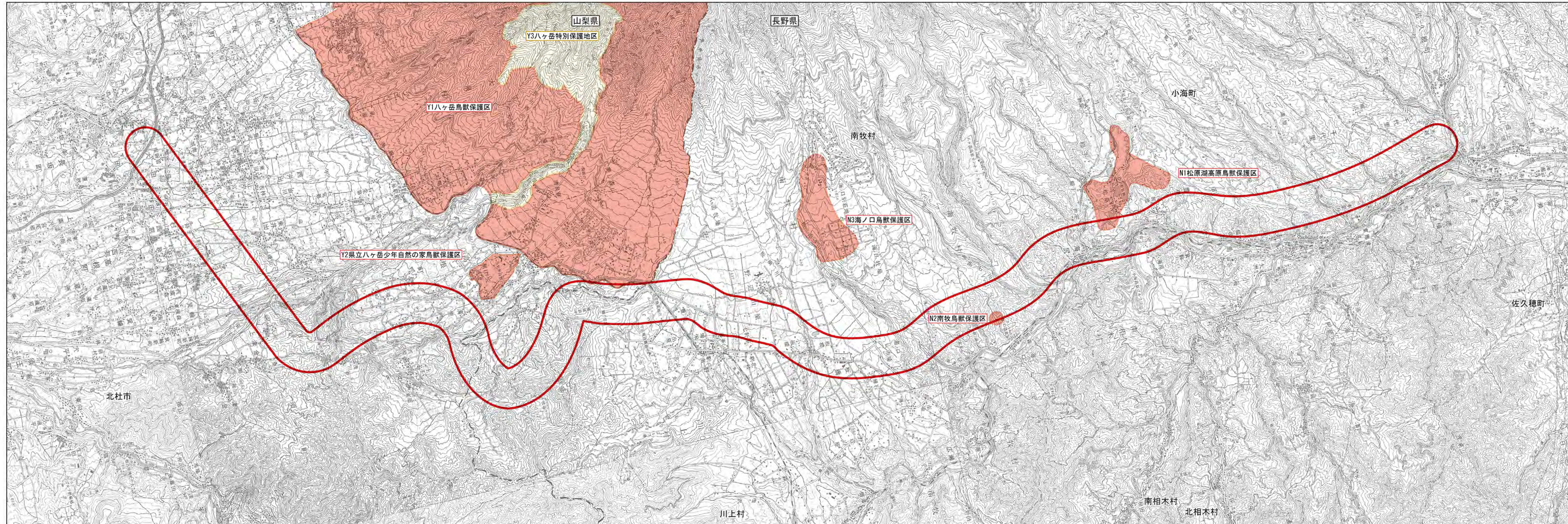
表 5-2-26 鳥獣保護区等の指定状況（長野県）

| 区分 | No. | 名称 | 所在地 | 面積(ha) | 期間終了年月日 |
|-------|-----|------------|-----|--------|-------------|
| 鳥獣保護区 | N1 | 松原湖高原鳥獣保護区 | 小海町 | 300 | 平成38年10月31日 |
| | N2 | 南牧鳥獣保護区 | 南牧村 | 2 | 平成34年10月31日 |
| | N3 | 海ノ口鳥獣保護区 | 南牧村 | 700 | 平成36年10月31日 |

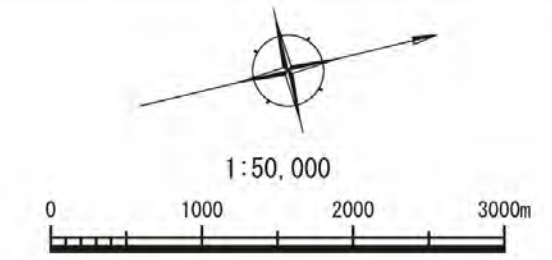
注1) No. は図 5-2-11 中の番号に対応しています。

出典：「平成30年度版長野県鳥獣保護区等位置図」（平成30年、長野県）

図5-2-11 鳥獣保護区等位置図



- 凡 例
- 事業実施区域
 - 県境
 - 市町村界
 - 鳥獣保護区
 - 鳥獣保護区特別保護地区
- 山梨県出典：「山梨県鳥獣保護区等位置図」
(平成30年、山梨県森林環境部みどり自然課)
長野県出典：「平成30年度長野県鳥獣保護区等位置図」
(平成30年、長野県)



(11) 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約の

規定により指定された湿地の区域

調査区域には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（昭和 55 年 9 月 22 日条約第 28 号）第 2 条 1 の規定により指定された湿地の区域はありません。

(12) 文化財保護法の規定により指定された名勝又は天然記念物

調査区域には、「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）第 109 条第 1 項により指定された史跡、名勝（庭園、公園、橋梁及び築堤にあつては、周囲の自然的環境と一体をなしていると判断されるものに限る）又は天然記念物（動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種及び標本を除く）等が存在します。

山梨県の調査区域には「山梨県文化財保護条例」（昭和 31 年 4 月 9 日山梨県条例第 29 号）第 31 条第 1 項及び「北杜市文化財保護条例」（平成 16 年 11 月 1 日山梨県条例第 113 号）第 39 条第 1 項により指定された史跡、名勝又は天然記念物が存在します。これらの指定状況を表 5-2-27 に、位置を図 5-2-12 に示します。

長野県の調査区域には「長野県文化財保護条例」（昭和 50 年 12 月 25 日長野県条例第 44 号）第 30 条第 1 項、「佐久穂町文化財保護条例」（平成 17 年 3 月 20 日佐久穂町条例第 76 号）第 18 条第 1 項、「小海町文化財保護条例」（昭和 41 年 3 月 17 日小海町条例第 8 号）第 31 条第 1 項、「川上村文化財保護条例」（昭和 39 年 12 月 22 日川上村条例第 15 号）第 6 条第 1 項、「南牧村文化財保護条例」（昭和 47 年 6 月 26 日南牧村条例第 45 号）第 18 条第 1 項、「南相木村文化財保護条例」（平成 20 年 3 月 19 日南相木村条例第 13 号）第 30 条第 1 項及び「北相木村の文化財の保護に関する条例」（昭和 40 年 12 月 21 日北相木村条例第 15 号）第 31 条第 1 項により指定された史跡、名勝又は天然記念物等が存在します。これらの指定状況を表 5-2-28 に、位置を図 5-2-12 に示します。

また、山梨県及び長野県の調査区域の「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）第 93 条による周辺の周知の埋蔵文化財包蔵地の状況を表 5-2-29 及び表 5-2-30 に、位置を図 5-2-13 に示します。

表 5-2-27(1) 史跡・名勝・天然記念物の指定状況（山梨県）

| 市町村名 | 指定 | No. | 名称 | 所在地 | 種別 | 指定年月日 |
|------|----|-----|-------------|-----------------------|---------|------------------------------------|
| — | 国 | — | ニホンカモシカ | 地域を定めず | 特別天然記念物 | 昭和30年2月15日 |
| | 国 | — | ライチョウ | 地域を定めず | 特別天然記念物 | 昭和30年2月15日 |
| | 国 | — | ヤマネ | 地域を定めず | 天然記念物 | 昭和50年6月26日 |
| | 国 | — | 甲斐犬 | 地域を定めず | 天然記念物 | 昭和9年1月22日 |
| | 県 | — | ミヤマシロチョウ | 南巨摩郡、中巨摩郡、北杜市、 韮崎市 | 天然記念物 | 昭和52年3月31日 (昭和58年7月21日 記載変更) |
| 北杜市 | 国 | Y1 | 谷戸城跡 | 北杜市大泉町谷戸字城山 | 史跡 | 平成5年11月29日 |
| | 国 | Y2 | 金生遺跡 | 北杜市大泉町谷戸 | 史跡 | 昭和58年2月7日 |
| | 国 | Y3 | 美し森の大ヤマツツジ | 北杜市大泉町西出字石堂殿上 | 天然記念物 | 昭和10年6月7日 |
| | 国 | Y4 | 根古屋神社の大ケヤキ | 北杜市須玉町江草5336 | 天然記念物 | 昭和33年5月15日 |
| | 県 | Y5 | 深草館跡 | 北杜市長坂町大八田2424 他 | 史跡 | 平成11年2月4日 |
| | 県 | Y6 | 渋沢のヒイラギモクセイ | 北杜市長坂町渋沢948 | 天然記念物 | 昭和34年2月9日 |
| | 県 | Y7 | 神田の大糸サクラ | 北杜市小淵沢町松向1904-2 | 天然記念物 | 昭和34年2月9日 |
| | 県 | Y8 | 比志神社の大スギ | 北杜市須玉町比志反保872 | 天然記念物 | 昭和36年12月7日 |
| | 県 | Y9 | 清春のサクラ群 | 北杜市長坂町中丸2071 | 天然記念物 | 昭和41年5月30日 |
| | 県 | Y10 | 鳥久保のサイカチ | 北杜市長坂町中丸3954-1 | 天然記念物 | 昭和45年10月26日 |
| | 県 | Y11 | 遠照寺のアカマツ | 北杜市須玉町穴平2628 | 天然記念物 | 昭和45年10月26日 |
| | 県 | Y12 | 比志のエゾエノキ | 北杜市須玉町比志1159 | 天然記念物 | 平成2年12月20日 |
| | 県 | Y13 | 寺所の大ヒイラギ | 北杜市大泉町西井出字寺所224 | 天然記念物 | 昭和42年5月29日 |
| | 県 | Y14 | 養福寺のフジ | 北杜市高根町箕輪新町991 | 天然記念物 | 平成元年4月19日 |
| | 県 | Y15 | 箕輪新町のヒメコマツ | 北杜市高根町箕輪新町1081 | 天然記念物 | 平成5年2月15日 |
| | 市 | Y16 | 長閑屋敷跡 | 北杜市長坂町上条1032 | 史跡 | 昭和45年10月1日 |
| | 市 | Y17 | 小尾兵之進の墓 | 北杜市高根町五町田636-2 | 史跡 | 昭和62年4月14日 |
| | 市 | Y18 | 獅子吼城跡 | 北杜市須玉町江草5340 | 史跡 | 昭和63年3月18日 |
| | 市 | Y19 | 源太ヶ城跡 | 北杜市須玉町上津金字矢倉2449 他 | 史跡 | 昭和63年3月18日 |
| | 市 | Y20 | 大渡の烽火台跡 | 北杜市須玉町江草16042 | 史跡 | 昭和63年3月18日 |
| | 市 | Y21 | 長沢口留番所跡 | 北杜市高根町長沢454 | 史跡 | 平成4年2月18日 |
| | 市 | Y22 | 三分一湧水 | 北杜市長坂町小荒間717-1 他 | 名勝 | 平成16年1月30日 |
| | 市 | Y23 | 逸見神社のトチノキ | 北杜市大泉町谷戸御所1143 | 天然記念物 | 昭和52年4月11日 |
| | 市 | Y24 | 八嶽神社のホオノキ | 北杜市大泉町西井出1876-1 | 天然記念物 | 昭和52年4月11日 |
| | 市 | Y25 | 八嶽神社のコナラ | 北杜市大泉町西井出1876-1 | 天然記念物 | 昭和52年4月11日 |
| | 市 | Y26 | 八嶽神社のシンジュ | 北杜市大泉町西井出1876-1 | 天然記念物 | 昭和52年4月11日 |
| | 市 | Y27 | 道喜院のスギ | 北杜市大泉町谷戸2093 | 天然記念物 | 昭和52年4月11日 |
| | 市 | Y28 | 丸山のモミ | 北杜市大泉町谷戸2440-1 | 天然記念物 | 昭和52年4月11日 |
| | 市 | Y29 | 東原のイトザクラ | 北杜市大泉町西井出東原4523-2 | 天然記念物 | 昭和52年4月11日 |

表 5-2-27(2) 史跡・名勝・天然記念物の指定状況（山梨県）

| 市町村名 | 指定 | No. | 名称 | 所在地 | 種別 | 指定年月日 |
|------|-----|-----------|------------------|--------------------|-----------|------------|
| 北杜市 | 市 | Y30 | 城南のツバキ | 北杜市大泉町谷戸 2572 | 天然記念物 | 昭和52年4月11日 |
| | 市 | Y31 | 豊武のカシ | 北杜市大泉町谷戸 3694 | 天然記念物 | 昭和52年4月11日 |
| | 市 | Y32 | 伊勢大神社のケヤキ | 北杜市高根町村山東割紺屋 929-1 | 天然記念物 | 昭和56年8月27日 |
| | 市 | Y33 | 穂見諏訪十五所神社の大ケヤキ | 北杜市長坂町長坂上条 1461 | 天然記念物 | 昭和45年10月1日 |
| | 市 | Y34 | 熱那神社のサクラ | 北杜市高根町村山西割 1714 | 天然記念物 | 昭和56年8月27日 |
| | 市 | Y35 | 日吉神社のスギ群 | 北杜市高根町清里字上手 1756 | 天然記念物 | 昭和56年8月27日 |
| | 市 | Y36 | 清里東原のナラ | 北杜市高根町清里字東原 599 | 天然記念物 | 昭和56年8月27日 |
| | 市 | Y37 | 紅葉橋のトゲナシサイカチ | 北杜市須玉町江草横引 10664 | 天然記念物 | 昭和63年3月18日 |
| | 市 | Y38 | 龍岸寺のシラカシ | 北杜市長坂町長坂上条 1666 | 天然記念物 | 平成2年1月23日 |
| | 市 | Y39 | 中丸のボダイジュ | 北杜市長坂町中丸 1778 | 天然記念物 | 平成2年1月23日 |
| | 市 | Y40 | 遠照寺のおハツキイチョウ | 北杜市須玉町穴平 2628 | 天然記念物 | 平成3年7月29日 |
| | 市 | Y41 | 井富溜池（西出口）のヒメバラモミ | 北杜市大泉町西井出 7365-2 | 天然記念物 | 平成6年9月27日 |
| | 市 | Y42 | 井富溜池（西出口）のハリギリ | 北杜市大泉町西井出 7365-2 | 天然記念物 | 平成6年9月27日 |
| | 市 | Y43 | 井富溜池（西出口）のホオノキ | 北杜市大泉町西井出 7365-2 | 天然記念物 | 平成6年9月27日 |
| | 市 | Y44 | 町屋のおハツキイチョウ | 北杜市大泉町谷戸町屋 | 天然記念物 | 平成6年9月27日 |
| 市 | Y45 | 八ヶ岳権現社のマツ | 北杜市高根町清里 2887-11 | 天然記念物 | 平成9年9月22日 | |

注1) No. は図 5-2-12 中の番号に対応しています。

出典：「山梨の文化財ガイド（山梨県内の国・県指定文化財のデータベース）」（山梨県教育委員会教育庁学術文化財課ホームページ）

「北杜市の文化財一覧」（平成27年12月10日現在、北杜市ホームページ）

表 5-2-28(1) 史跡・名勝・天然記念物の指定状況（長野県）

| 市町村名 | 指定 | No. | 名称 | 所在地 | 種別 | 指定年月日 |
|------|----|-----|------------|--------|---------|-------------|
| — | 国 | — | ライチョウ | 地域を定めず | 特別天然記念物 | 昭和30年2月15日 |
| | 国 | — | カモシカ | 地域を定めず | 特別天然記念物 | 昭和30年2月15日 |
| | 国 | — | イヌワシ | 地域を定めず | 天然記念物 | 昭和40年5月12日 |
| | 国 | — | 柴犬 | 地域を定めず | 天然記念物 | 昭和11年12月16日 |
| | 国 | — | ヤマネ | 地域を定めず | 天然記念物 | 昭和50年6月26日 |
| | 県 | — | オオイチモンジ | 地域を定めず | 天然記念物 | 昭和50年2月24日 |
| | 県 | — | クモマツマキチョウ | 地域を定めず | 天然記念物 | 昭和50年2月24日 |
| | 県 | — | クモマベニヒカゲ | 地域を定めず | 天然記念物 | 昭和50年2月24日 |
| | 県 | — | コヒオドシ | 地域を定めず | 天然記念物 | 昭和50年2月24日 |
| | 県 | — | タカネキマダラセセリ | 地域を定めず | 天然記念物 | 昭和50年2月24日 |
| | 県 | — | タカネヒカゲ | 地域を定めず | 天然記念物 | 昭和50年2月24日 |
| | 県 | — | ブッポウソウ | 地域を定めず | 天然記念物 | 昭和60年7月29日 |
| | 県 | — | ベニヒカゲ | 地域を定めず | 天然記念物 | 昭和50年2月24日 |
| | 県 | — | ホンシュウモモンガ | 地域を定めず | 天然記念物 | 昭和50年11月4日 |
| | 県 | — | ホンドオコジョ | 地域を定めず | 天然記念物 | 昭和50年11月4日 |
| | 県 | — | ミヤマシロチョウ | 地域を定めず | 天然記念物 | 昭和50年2月24日 |
| | 県 | — | ミヤマモンキチョウ | 地域を定めず | 天然記念物 | 昭和50年2月24日 |
| | 県 | — | ヤツガシラ | 地域を定めず | 天然記念物 | 昭和60年7月29日 |
| | 県 | — | ヤリガタケシジミ | 地域を定めず | 天然記念物 | 昭和50年2月24日 |

表 5-2-28(2) 史跡・名勝・天然記念物の指定状況（長野県）

| 市町村名 | 指定 | No. | 名称 | 所在地 | 種別 | 指定年月日 |
|------|----|-----|---------------|----------------|-------|-------------|
| 佐久穂町 | 町 | N1 | 茂来山たたら遺跡 | 佐久穂町大日向・霧久保沢 | 史跡 | 昭和63年5月31日 |
| | 町 | N2 | 神代杉 | 佐久穂町畑・大門 | 天然記念物 | 昭和56年11月3日 |
| | 町 | N3 | 蟻城跡 | 佐久穂町穂積・穴原ほか | 史跡 | 昭和56年11月3日 |
| | 町 | N4 | 掛樋と棚橋・秩父事件戦跡 | 佐久穂町穂積・高岩 | 史跡 | 昭和56年11月3日 |
| | 町 | N5 | 一里塚の榎 | 佐久穂町畑・清水町 | 天然記念物 | 昭和56年11月3日 |
| | 町 | N6 | 崎田原遺跡 | 佐久穂町穂積・崎田 | 史跡 | 昭和57年11月3日 |
| | 町 | N7 | 馬越城跡 | 佐久穂町千代里・馬越 | 史跡 | 昭和57年11月3日 |
| | 町 | N8 | 下畑城跡 | 佐久穂町畑・下畑 | 史跡 | 昭和57年11月3日 |
| 小海町 | 県 | N9 | 山の神のサラサドウダン群落 | 小海町豊里山神平ほか | 天然記念物 | 昭和41年1月27日 |
| | 町 | N10 | 大久保の栞の木 | 小海町大久保 | 天然記念物 | 平成3年6月26日 |
| | 町 | N11 | 秩父事件最後の血戦場 | 小海町東馬流 | 史跡 | 平成10年6月3日 |
| | 町 | N12 | 松原神光寺跡 | 小海町豊里松原 | 史跡 | 昭和46年10月1日 |
| | 町 | N13 | 松原古城跡 | 小海町豊里4279 | 史跡 | 平成23年12月1日 |
| 川上村 | 県 | N14 | 樋沢のヒメバラモミ | 川上村樋沢御前下1234 | 天然記念物 | 昭和35年2月11日 |
| | 県 | - | 川上犬 | 村内 | 天然記念物 | 昭和58年7月28日 |
| | 村 | N15 | 柏垂遺跡 | 川上村御所平1838-43 | 史跡 | 平成8年7月1日 |
| | 村 | N16 | イシナシ | 川上村樋沢 | 天然記念物 | 昭和47年3月3日 |
| | 村 | N17 | ヒメコマツ | 川上村樋沢 | 天然記念物 | 昭和47年3月3日 |
| | 村 | N18 | 湿地性植物群生地 | 川上村樋沢1417 | 天然記念物 | 平成元年7月30日 |
| 南牧村 | 国 | N19 | 矢出川遺跡 | 南牧村野辺山ニツ山396-8 | 史跡 | 平成7年2月13日 |
| | 県 | N20 | 海尻の姫小松 | 南牧村海尻下殿岡631-1 | 天然記念物 | 昭和37年7月12日 |
| | 村 | N21 | 海ノ口城跡 | 南牧村海ノ口大芝 | 史跡 | 昭和47年10月14日 |
| | 村 | N22 | 海尻城跡 | 南牧村海尻下殿岡ほか | 史跡 | 昭和47年10月14日 |
| | 村 | N23 | 三軒屋 | 南牧村平沢矢出原 | 史跡 | 昭和47年10月14日 |
| | 村 | N24 | 平賀源心の洞塚 | 南牧村平沢雪久保 | 史跡 | 昭和47年10月14日 |
| | 村 | N25 | 志なの入遺跡（洞穴） | 南牧村海ノ口志なの入 | 史跡 | 昭和47年10月14日 |
| | 村 | N26 | さかさ柏 | 南牧村平沢袖先9 | 天然記念物 | 昭和47年10月14日 |
| | 村 | N27 | 枝垂栗 | 南牧村平沢佐惣455-1-2 | 天然記念物 | 昭和47年10月14日 |
| 南相木村 | 県 | N28 | おみかの滝 | 南相木村和田 | 名勝 | 平成3年2月14日 |
| | 村 | N29 | 別れの松 | 南相木村酒舟303-6 | 史跡 | 平成10年3月26日 |
| 北相木村 | 国 | N30 | 栞原岩陰遺跡 | 北相木村東栞原・上ノ段 | 史跡 | 昭和62年5月25日 |
| | 村 | N31 | イチイの木 | 北相木村宮ノ平2244-3 | 天然記念物 | 平成16年5月18日 |

注1) No. は図 5-2-12 中の番号に対応しています。

出典：「信州の文化財検索」（平成30年3月31現在、（公財）八十二文化財団ホームページ）

「佐久穂町の文化財」（平成23年3月30日、佐久穂町教育委員会）

「指定文化財一覧」（小海町教育委員会資料）

「川上村の歴史と文化財」（平成24年9月、川上村教育委員会）

「国・県・村指定文化財所在地及び保管場所」（平成24年、川上村教育委員会資料）

「南牧村の文化財」（平成12年3月30日、南牧村教育委員会）

「南相木村の文化財」（南相木村ホームページ）

「北相木村文化財ガイドブック」（平成24年3月30日、北相木村教育委員会）

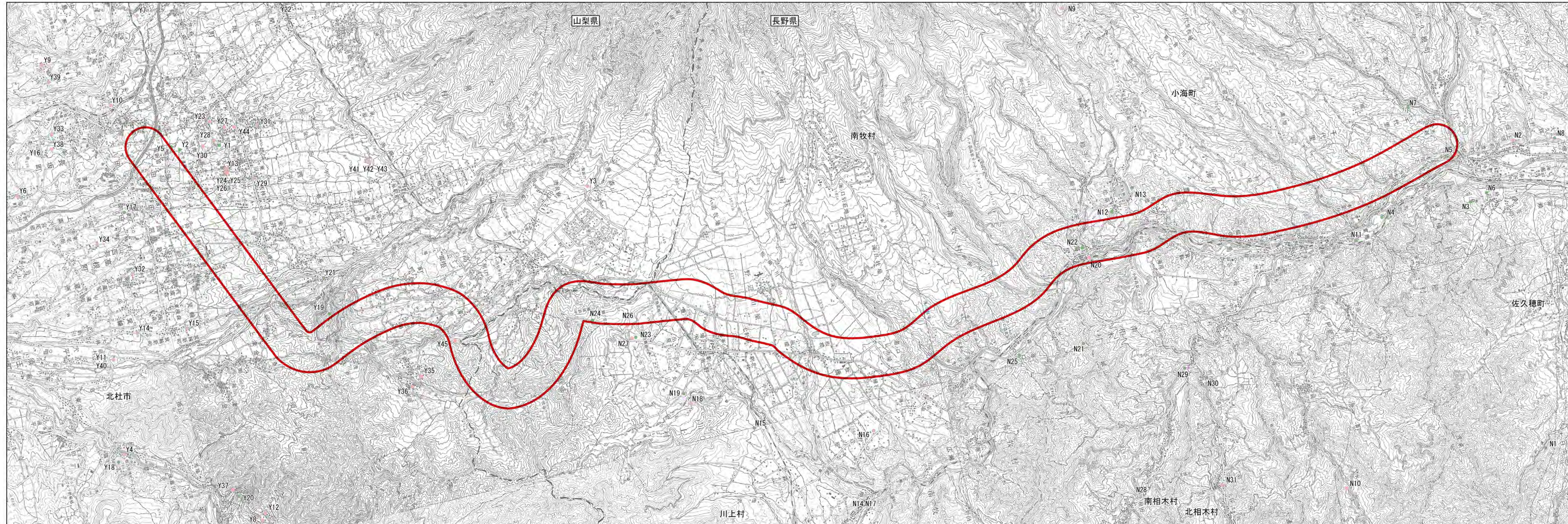


図5-2-12 史跡・名勝・天然記念物等位置図

凡 例

- 事業実施区域
- 県境
- 市町村界
- 文化財（天然記念物、史跡、名勝等）

| 色 | 種 別 |
|---|-------|
| ● | 天然記念物 |
| ● | 史跡 |
| ● | 名勝 |

山梨県出典：「山梨の文化財ガイド（山梨県の国・県指定文化財のデータベース）」
 （山梨県教育委員会教育庁学術文化財課ホームページ）
 「北杜市の文化財一覧」
 （平成27年12月10日現在：北杜市ホームページ）

長野県出典：「信州の文化財検索」
 （平成30年3月31日現在、(公財)八十二文化財団ホームページ）
 「佐久穂町の文化財」
 （平成23年3月30日、佐久穂町教育委員会）
 「指定文化財一覧」（小海町教育委員会資料）
 「川上村の歴史と文化財」
 （平成24年9月、川上村教育委員会）
 「国・県・村指定文化財所在地及び保管場所」
 （平成24年、川上村教育委員会資料）
 「南牧村の文化財」（平成12年3月30日、南牧村教育委員会）
 「南相木村の文化財」（南相木村ホームページ）
 「北相木村文化財ガイドブック」
 （平成24年3月30日、北相木村教育委員会）

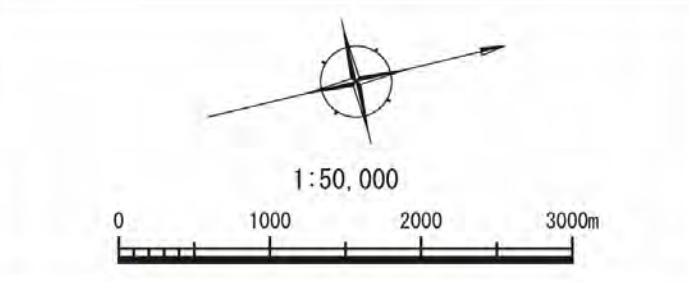


表 5-2-29(1) 埋蔵文化財包蔵地（山梨県）

| 市町村 | 旧町村 | No. | 遺跡名 | 市町村 | 旧町村 | No. | 遺跡名 |
|-----|-----|----------|---------------|-----|-----|---------|---------|
| 北杜市 | 明野村 | 1 | 諏訪原遺跡 | 北杜市 | 高根町 | 27 | 石田前遺跡 |
| | | 2 | 俵石遺跡 | | | 28 | 上ノ反遺跡 |
| | | 3 | 上原遺跡 | | | 29 | 大正寺遺跡 |
| | | 4 | 北原遺跡 | | | 30 | 老ノ森B遺跡 |
| | | 5 | 天王原遺跡 | | | 31 | 西ノ原B遺跡 |
| | 須玉町 | 1 | 桑原南遺跡 | | | 32 | 宮地遺跡 |
| | | 2 | 原の前遺跡 | | | 33 | 海道前B遺跡 |
| | | 3 | 津金御所前遺跡 | | | 34 | 海道前C遺跡 |
| | | 4 | 御屋敷遺跡 | | | 35 | 堤前遺跡 |
| | | 5 | 御屋敷西遺跡 | | | 36 | 藤代B遺跡 |
| | | 6 | 川又遺跡 | | | 37 | 長崎A遺跡 |
| | | 7 | 川又南遺跡 | | | 38 | 長崎・後原遺跡 |
| | | 8 | 西川遺跡 | | | 39 | 長崎B遺跡 |
| | | 9 | 蟹坂遺跡 | | | 40 | 中久保B遺跡 |
| | | 10 | 飯米遺跡 | | | 41 | 宮尾根A遺跡 |
| | | 11 | 宮田遺跡 | | | 42 | 宮尾根B遺跡 |
| | | 12 | 笠張遺跡 | | | 43 | 宮尾根C遺跡 |
| | | 13 | 下平遺跡 | | | 44 | 大林原遺跡 |
| | 高根町 | 1 | 山の神遺跡 | | | 45 | 西ノ入遺跡 |
| | | 2 | 上ノ原遺跡 | | | 46 | 新井B遺跡 |
| | | 3 | 清里の森遺跡群 No. 1 | | | 47 | 東入遺跡 |
| | | 4 | 清里の森遺跡群 No. 2 | | | 48 | 宮渡戸遺跡 |
| | | 5 | 清里の森遺跡群 No. 3 | | | 49 | 馬場遺跡 |
| | | 6 | 念場原A遺跡 | | | 50 | 海道前A遺跡 |
| | | 7 | 念場原B遺跡 | | | 51 | 青木遺跡 |
| | | 8 | 屋敷附①遺跡 | | | 52 | 上の原遺跡 |
| | | 9 | 新林・石塔取遺跡 | | | 53 | 東久保遺跡 |
| | | 10 | 石堂C遺跡 | | | 54 | 旭東久保遺跡 |
| | | 11 | 野添遺跡 | | | 55 | 川又坂上遺跡 |
| | | 12 | 管の神遺跡 | | | 56 | 西ノ原A遺跡 |
| | | 13 | 上の原A遺跡 | | | 57 | 石堂A遺跡 |
| | | 14 | 山の神・常盤遺跡 | | | 58 | 石堂B遺跡 |
| | | 15 | 常盤B遺跡 | | | 59 | 西原遺跡 |
| | | 16 | 道満・細久保遺跡 | | | 60 | 下風呂遺跡 |
| | | 17 | 糺久保遺跡 | | | 61 | 社口遺跡 |
| | | 18 | 上の原B遺跡 | | | 62 | 日影田遺跡 |
| | | 19 | 旭西久保A遺跡 | | | 63 | 米田遺跡 |
| | | 20 | 横森遺跡 | | | 64 | 米田北遺跡 |
| | | 21 | 大久保・八ツ牛遺跡 | | | 65 | 薬師堂①遺跡 |
| | | 22 | 大坪遺跡 | | | 66 | 原家の前遺跡 |
| | | 23 | 菖蒲原A遺跡 | | | 67 | 持井北遺跡 |
| | 24 | 横森・横森前遺跡 | 68 | | | 持井遺跡 | |
| | 25 | 堤・堤上遺跡 | 69 | | | 和田第2遺跡 | |
| | 26 | 雲雀沢辺成遺跡 | 70 | | | 蔵原宮の前遺跡 | |

表 5-2-29(2) 埋蔵文化財包蔵地（山梨県）

| 市町村 | 旧町村 | No. | 遺跡名 | 市町村 | 旧町村 | No. | 遺跡名 |
|-----|-----|-----|---------------|-----|-----|-----|----------|
| 北杜市 | 長坂町 | 1 | 桜畑南遺跡 | 北杜市 | 長坂町 | 43 | 腰巻遺跡 |
| | | 2 | 糺屋敷北遺跡 | | | 44 | 城山上遺跡 |
| | | 3 | 糺屋敷遺跡 | | | 45 | 居久保遺跡 |
| | | 4 | 牛久保遺跡 | | | 46 | 白樺美術館南遺跡 |
| | | 5 | 牛久保南遺跡 | | | 47 | 狐平遺跡 |
| | | 6 | 沢入遺跡(菅沼氏屋敷)遺跡 | | | 48 | 高松遺跡 |
| | | 7 | 東下屋敷遺跡 | | | 49 | 酒呑場遺跡 |
| | | 8 | 西下屋敷遺跡 | | | 50 | 中反遺跡 |
| | | 9 | 新田森遺跡 | | | 51 | 上ノ屋敷遺跡 |
| | | 10 | 西下屋敷南遺跡 | | | 52 | 頭無遺跡 |
| | | 11 | 神之原遺跡 | | | 53 | 横針中山遺跡 |
| | | 12 | 屋敷附遺跡 | | | 54 | 大林遺跡 |
| | | 13 | 十郎林遺跡 | | | 55 | 中込遺跡 |
| | | 14 | 夫婦岩遺跡 | | | 56 | 長坂上条遺跡 |
| | | 15 | 横山1遺跡 | | | 57 | 新宿区健康村遺跡 |
| | | 16 | 横山2遺跡 | | | 58 | 境原遺跡 |
| | | 17 | 葛原北遺跡 | | | 59 | 大久保遺跡 |
| | | 18 | 上フ川平北遺跡 | | | 60 | 段道遺跡 |
| | | 19 | 上フ川平遺跡 | | | 61 | 蟻塚遺跡 |
| | | 20 | 上フ川平西遺跡 | | | 62 | 上条宮久保遺跡 |
| | | 21 | 下フ川平北遺跡 | | | 63 | 横山平遺跡 |
| | | 22 | 葛原遺跡 | | | 64 | 夏秋柳坪遺跡 |
| | | 23 | 下フ川平遺跡 | | | | |
| | | 24 | 別当西遺跡 | | | | |
| | | 25 | 南新居北遺跡 | | | | |
| | | 26 | 小和田遺跡 | | | | |
| | | 27 | 窪田遺跡 | | | | |
| | | 28 | 柳新居遺跡 | | | | |
| | | 29 | 原田遺跡 | | | | |
| | | 30 | 柳坪A遺跡 | | | | |
| | | 31 | 小屋敷遺跡 | | | | |
| | | 32 | 成岡遺跡 | | | | |
| | | 33 | 石原田北遺跡 | | | | |
| | | 34 | 石原田南遺跡 | | | | |
| | | 35 | 越中久保遺跡 | | | | |
| | | 36 | 久保遺跡 | | | | |
| | | 37 | 房屋敷遺跡 | | | | |
| | | 38 | 東蕪4遺跡 | | | | |
| | | 39 | 東蕪1遺跡 | | | | |
| | | 40 | 間の原遺跡 | | | | |
| | | 41 | 西蕪南遺跡 | | | | |
| | | 42 | 和手遺跡 | | | | |

表 5-2-29(3) 埋蔵文化財包蔵地（山梨県）

| 市町村 | 旧町村 | No. | 遺跡名 | 市町村 | 旧町村 | No. | 遺跡名 |
|-----|-----|-----|--------|-----|-----|-----|------------|
| 北杜市 | 大泉村 | 1 | 糺屋敷東遺跡 | 北杜市 | 大泉村 | 41 | 新井遺跡 |
| | | 2 | 米山第1遺跡 | | | 42 | 町屋第1遺跡 |
| | | 3 | 米山第2遺跡 | | | 43 | 町屋第2遺跡 |
| | | 4 | 富士見遺跡 | | | 44 | 城下遺跡 |
| | | 5 | 林崎遺跡 | | | 45 | 金生遺跡 |
| | | 6 | 下新居遺跡 | | | 46 | 豆生田第1遺跡 |
| | | 7 | 豊武遺跡 | | | 47 | 豆生田第2遺跡 |
| | | 8 | 大和田遺跡 | | | 48 | 御所遺跡 |
| | | 9 | 西屋敷遺跡 | | | 49 | 西田遺跡 |
| | | 10 | 泉下遺跡 | | | 50 | 吉指遺跡 |
| | | 11 | 方城第1遺跡 | | | 51 | 米山第3遺跡 |
| | | 12 | 方城第2遺跡 | | | 52 | 辻遺跡 |
| | | 13 | 小岩清水遺跡 | | | 53 | 甲ツ原遺跡 |
| | | 14 | 姥神遺跡 | | | 54 | 木ノ下・大坪遺跡 |
| | | 15 | 東姥神遺跡 | | | 55 | 豆生田第3遺跡 |
| | | 16 | 東原第1遺跡 | | | 56 | 谷戸氏館跡遺跡 |
| | | 17 | 東原第3遺跡 | | | 57 | 小坂遺跡 |
| | | 18 | 苗敷沢遺跡 | | | 58 | 大和田第2遺跡 |
| | | 19 | 油川第1遺跡 | | | 59 | 大和田第3遺跡 |
| | | 20 | 若林第1遺跡 | | | 60 | 八雲神社烽火台跡遺跡 |
| | | 21 | 若林第2遺跡 | | | 61 | 古林第4遺跡 |
| | | 22 | 油川第3遺跡 | | | 1 | 神田遺跡 |
| | | 23 | 石堂遺跡 | | | 2 | 小野遺跡 |
| | | 24 | 古林第1遺跡 | | | 3 | 広面南遺跡 |
| | | 25 | 古林第2遺跡 | | | | |
| | | 26 | 古林第3遺跡 | | | | |
| | | 27 | 宮地第1遺跡 | | | | |
| | | 28 | 宮地第2遺跡 | | | | |
| | | 29 | 宮地第3遺跡 | | | | |
| | | 30 | 宮地第4遺跡 | | | | |
| | | 31 | 下井出遺跡 | | | | |
| | | 32 | 原田遺跡 | | | | |
| | | 33 | 甲ツ遺跡 | | | | |
| | | 34 | 和田第2遺跡 | | | | |
| | | 35 | 寺所遺跡 | | | | |
| | | 36 | 寺所第2遺跡 | | | | |
| | | 37 | 天神C遺跡 | | | | |
| | | 38 | 天神A遺跡 | | | | |
| | | 39 | 山崎第4遺跡 | | | | |
| | | 40 | 城上第1遺跡 | | | | |

注1) No. は図 5-2-13 中の番号に対応しています。

出典：「井戸尻発掘五十周年記念 講演録集」（平成21年3月、井戸尻考古館）

表 5-2-30(1) 埋蔵文化財の状況（長野県）

| 市町村 | No. | 遺跡名 | 市町村 | No. | 遺跡名 |
|------|-----|--------|------|-----|---------|
| 佐久穂町 | 1 | 影 | 佐久穂町 | 37 | 千ヶ日向 |
| | 2 | 大張 | | 38 | 佐口 |
| | 3 | 中原 | | 39 | 勝見沢 |
| | 4 | 上ノ原 | | 40 | 石堂 |
| | 5 | マギ | | 41 | 八郡 |
| | 6 | 中山 | | 42 | 堂屋敷 |
| | 7 | 館 | | 43 | 唐沢 |
| | 8 | 大崖城 | | 44 | 一軒家 |
| | 9 | 金山上 | | 45 | 大石 |
| | 10 | 道の上 | | 46 | 東松井 |
| | 11 | 本郷 | | 47 | 横道原 |
| | 12 | 寺久保 | | 48 | 中原 |
| | 13 | 生ぶろ | | 49 | 古屋敷 |
| | 14 | 家山 | | 50 | 向窪 |
| | 15 | 十二平 | | 51 | 蓬間 |
| | 16 | 三味脇 | | 52 | 反り峯 |
| | 17 | 後平 | | 53 | 石こつ |
| | 18 | 槇沢 | | 54 | 禅門田洞窟 |
| | 19 | 福田城跡 | | 55 | 南平 |
| | 20 | 花岡城跡 | | 56 | 馬込 |
| | 21 | 楯六郎館跡 | | 57 | 農林センター |
| | 22 | 勝見城跡 | | 58 | 蟻城跡 |
| | 23 | 茂来山たたら | | 59 | 権現山砦跡 |
| | 24 | 志らや | | 60 | 下畑城跡 |
| | 25 | 舟ノ窪 | | 61 | 下畑下の城跡 |
| | 26 | 清水上 | | 62 | 佐口城跡 |
| | 27 | 崎田原 | | 63 | 通城跡 |
| | 28 | 鍛冶入 | | 64 | 大石川烽火台跡 |
| | 29 | 関谷 | | 65 | 馬越城跡 |
| | 30 | 穴原 | | 66 | 関谷東 |
| | 31 | 上野月夜原 | | 67 | 満り久保 |
| | 32 | 竹の下 | | 68 | 畑寺久保 |
| | 33 | 封地 | | 69 | 馬越下 |
| | 34 | ムジナ沢 | | 70 | 満り久保東 |
| | 35 | 宮の入 | | 71 | 千ヶ日向団地上 |
| | 36 | 細久保 | | 72 | 旧石器出土地点 |

表 5-2-30(2) 埋蔵文化財の状況（長野県）

| 市町村 | No. | 遺跡名 | 市町村 | No. | 遺跡名 |
|-----|-----|---------|-----|-----|--------|
| 小海町 | 1 | 馬越峠下 | 小海町 | 51 | 弥左衛門屋敷 |
| | 2 | 膳棚 | | 52 | 大菅 |
| | 3 | 鷹の巣 | | 53 | 貫井出口 |
| | 4 | 芳ノ窪 | | 54 | 大畑 |
| | 5 | 大谷地 | | 55 | 島沢岩陰群 |
| | 6 | 三沢 | | 56 | 東原 |
| | 7 | 二又 | | 57 | 御所替戸 |
| | 8 | 高根 | | 58 | 馬場平 |
| | 9 | 宮上 | | 59 | 塩の平 |
| | 10 | 蛇岩 | | 60 | 向畑 |
| | 11 | 下相沢 | | 61 | 大州 |
| | 12 | 中原 | | 62 | 天堤 |
| | 13 | 藤巻 | | 63 | 土橋A |
| | 14 | 枝溝の原 | | 64 | 土橋B |
| | 15 | 上溝の原 | | 65 | 松尾坂 |
| | 16 | 入相沢 | | 66 | 八の軽井沢 |
| | 17 | サラアカドウ | | 67 | 本間城跡 |
| | 18 | シラジ窪 | | 68 | 本間下城跡 |
| | 19 | 広窪 | | 69 | 衾ごや城跡 |
| | 20 | 五箇 | | 70 | 神光寺跡 |
| | 21 | 鳥打沢 | 川上村 | 1 | 深山口 |
| | 22 | 梨木沢 | | 2 | 浜場 |
| | 23 | 梨木原 | | 3 | 久保 |
| | 24 | 北牧小学校敷地 | | 4 | 立石 |
| | 25 | 穴沢 | | 5 | 樋沢坂上 |
| | 26 | 小原 | | 6 | 切草A |
| | 27 | 蛇石 | | 7 | 切草B |
| | 28 | 地藏平 | | 8 | 切草C |
| | 29 | 地藏前 | | 9 | 東森 |
| | 30 | 芦の平 | | 10 | 西の腰A |
| | 31 | 五輪窪 | | 11 | 西の腰B |
| | 32 | ヤソウダ | | 12 | 柏垂 |
| | 33 | 木の木沢 | | 13 | 馬飼場 |
| | 34 | 小倉原 | | 14 | 内日床 |
| | 35 | 隅高 | | 15 | 二ノ窪 |
| | 36 | 前の原 | | 16 | 大平 |
| | 37 | 中の原 | | 17 | 三沢 |
| | 38 | 御射山 | | | |
| | 39 | 富士見坂 | | | |
| | 40 | 藤島 | | | |
| | 41 | 湯山 | | | |
| | 42 | 新開 | | | |
| | 43 | 市の沢 | | | |
| | 44 | 渡場柿の木沢 | | | |
| | 45 | 此原八窪道下 | | | |
| | 46 | 大桑 | | | |
| | 47 | 古御堂 | | | |
| | 48 | 柳久保 | | | |
| | 49 | 原道下 | | | |
| | 50 | 橋場跡沢 | | | |

表 5-2-30(3) 埋蔵文化財の状況（長野県）

| 市町村 | No. | 遺跡名 | 市町村 | No. | 遺跡名 |
|-------------|-----|---------|-------------|-----|------------|
| 南 牧 村 | 1 | 北坂上 | 南 牧 村 | 51 | 中ノ沢 |
| | 2 | 清水原 | | 52 | 葎の頭 |
| | 3 | 樽ノ原 | | 53 | 野辺山駅北 |
| | 4 | 海ノ口城山 | | 54 | 喜峯ヶ丘 |
| | 5 | 志なの入 | | 55 | 七軒家 |
| | 6 | 古屋敷 | | 56 | 喜峯ヶ丘南 |
| | 7 | 高見沢入口 | | 57 | ニッ山北 |
| | 8 | 海ノ口西原 | | 58 | ニッ山 |
| | 9 | 西部別荘地内 | | 59 | ニッ山西 |
| | 10 | 市場 | | 60 | ニッ山南 |
| | 11 | 二手 | | 61 | 野辺山駅南 |
| | 12 | 上ノ平 | | 62 | 矢出川北 |
| | 13 | 川平北 | | 63 | 矢出川南 |
| | 14 | 上の畑 | | 64 | 片桐牧場上 |
| | 15 | 広瀬新田 | | 65 | 三沢西 |
| | 16 | 白張平 | | 66 | 平沢パイロット |
| | 17 | 志ぼり沢 | | 67 | 青木 |
| | 18 | 広瀬狐原 | | 68 | 三軒家 |
| | 19 | 広瀬東原 | | 69 | 矢出原南 |
| | 20 | 大原 | | 70 | 矢出原 |
| | 21 | 夫婦石西 | | 71 | 矢出原北 |
| | 22 | 干草場 | | 72 | 豊ノ原 |
| | 23 | 板橋 | | 73 | 野辺山駅前 |
| | 24 | 西手原 | | 74 | 広原 |
| | 25 | 西手原南 | | 75 | 出口 |
| | 26 | 茶せき A | | 76 | 馬越 |
| | 27 | 茶せき B | | 77 | 西小倉 |
| | 28 | 赤土 | | 78 | 小倉 |
| | 29 | 板橋牧場 | | 79 | 海尻城跡 |
| | 30 | 横堰 | | 80 | 海ノ口城跡 |
| | 31 | まきば | | 81 | 平沢城跡 |
| | 32 | 板橋開拓碑下 | | 82 | 矢出川第Ⅰ |
| | 33 | 小板橋 | | 83 | 矢出川第Ⅱ |
| | 34 | 黒沢 | | 84 | 矢出川第Ⅲ |
| | 35 | 上ノたい | | 85 | 矢出川第Ⅳ |
| | 36 | 立石西 | | 86 | 矢出川第Ⅴ |
| | 37 | 茶堰 | | 87 | 矢出川第Ⅵ |
| | 38 | ノミンドウ | | 88 | 矢出川第Ⅶ |
| | 39 | たけ | | 89 | 矢出川第Ⅷ |
| | 40 | 夫婦石 | | 90 | 矢出川第Ⅸ |
| | 41 | ざっこの沢 | | 91 | 矢出川第Ⅹ |
| | 42 | 梨ノ木平第 1 | | 92 | 矢出川第Ⅺ |
| | 43 | 梨ノ木平第 2 | | 93 | 矢出川第 2 地点 |
| | 44 | 梨ノ木平第 3 | | 94 | 矢出川第 15 地点 |
| | 45 | 梨ノ木平第 4 | | 95 | 矢出川第 18 地点 |
| | 46 | 梨ノ木平第 5 | | 96 | 矢出川第 19 地点 |
| | 47 | 梨ノ木平第 6 | | 97 | 矢出川第 21 地点 |
| | 48 | 梨ノ木平第 7 | | 98 | 矢出川第 22 地点 |
| | 49 | 中ッ原 | | 99 | 矢出川第 23 地点 |
| | 50 | 中ッ原北 | | 100 | 矢出川第 29 地点 |

表 5-2-30(4) 埋蔵文化財の状況（長野県）

| 市町村 | No. | 遺跡名 | 市町村 | No. | 遺跡名 |
|-------------|-----|----------------|------------------|-----|-----------|
| 南 牧 村 | 101 | 矢出川第 38 地点 | 南 相 木 村 | 1 | 東原 |
| | 102 | 矢出川第 39 地点 | | 2 | 孫七坂 |
| | 103 | 矢出川第 47 地点 | | 3 | 岩ばね |
| | 104 | 矢出川第 49 地点 | | 4 | 大師 |
| | 105 | 矢出川第 52 地点 | | 5 | 祝平 |
| | 106 | 矢出川第 53 地点 | | 6 | 古宿 |
| | 107 | 矢出川第 55 地点 | | 7 | 的場 |
| | 108 | 矢出川第 59 地点 | | 8 | 日向 |
| | 109 | 矢出川第 64 地点 | | 9 | 宮向 |
| | 110 | 矢出川第 65 地点 | | 10 | 蟹沢洞穴 |
| | 111 | 矢出川第 67 地点 | | 11 | 土岩洞穴 |
| | 112 | 中ッ原第 1 遺跡 A 地点 | | 12 | いほり沢洞穴 |
| | 113 | 中ッ原第 1 遺跡 D 地点 | | 13 | 松平 |
| | 114 | 中ッ原第 1 遺跡 B 地点 | | 14 | 明王寺 |
| | 115 | 中ッ原第 1 遺跡 C 地点 | | 15 | 板鳥畑 |
| | 116 | 中ッ原第 1 遺跡 E 地点 | | 16 | 東和田 |
| | 117 | 中ッ原第 1 遺跡 F 地点 | | 17 | 火燈城跡 |
| | 118 | 中ッ原第 1 遺跡 G 地点 | | 18 | 見張城跡 |
| | 119 | 中ッ原第 5 遺跡 B 地点 | 北 相 木 村 | 1 | 寺前 |
| | 120 | 中ッ原第 6 遺跡 | | 2 | 宮の平 |
| | 121 | 中ッ原第 4 遺跡 A 地点 | | 3 | 入山久保 |
| | 122 | 中ッ原第 3 遺跡 B 地点 | | 4 | 跡芝 |
| | 123 | 中ッ原第 3 遺跡 A 地点 | | 5 | 京の岩 |
| | 124 | ハケ第 1 地点 | | 6 | 長屋 |
| | 125 | ハケ第 2 地点 | | 7 | 卯津木久保 |
| | 126 | ハケ第 3 地点 | | 8 | 栢原校他 |
| | 127 | ハケ第 4 地点 | | 9 | 北大原 |
| | 128 | 立石 15- 3 | | 10 | 一の菅 |
| | 129 | 立石 15- 5 | | 11 | 上の段 |
| | 130 | 立石 17- 6 | | 12 | 栢原岩陰 |
| | 131 | 立石 18-14 | | 13 | ノンコ岩 1 岩陰 |
| | 132 | 夫婦石 1-2 | | 14 | ノンコ岩 2 岩陰 |
| | 133 | 夫婦石 4-2 | | 15 | 天狗岩 |
| | 134 | 未命名 | | 16 | 板碑 |
| | 135 | 矢出川第 77 地点 | | | |

注 1) No. は図 5-2-13 中の番号に対応しています。

出典：「佐久穂町の文化財」（平成 23 年 3 月 30 日、佐久穂町教育委員会）

「小海町遺跡詳細分布調査報告書」（昭和 62 年 3 月 30 日、小海町教育委員会）

「埋蔵文化財包蔵地地図」（平成 27 年 3 月、川上村教育委員会）

「南牧村遺跡分布図」（平成 6 年、南牧村教育委員会資料）

「南相木村遺跡詳細分布調査報告書」（平成 11 年 10 月、南相木村教育委員会）

「遺跡詳細分布調査報告書」（昭和 55 年、北相木村教育委員会）

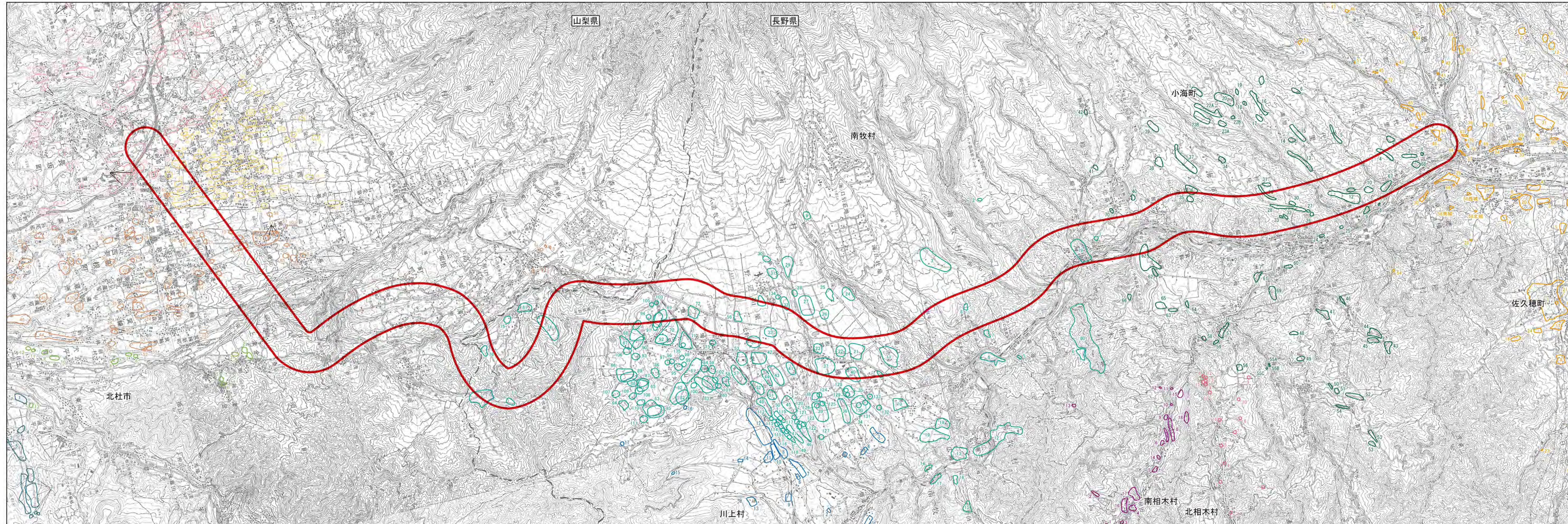


図 5-2-13 埋蔵文化財包蔵地位置図

凡 例

- 事業実施区域
- 県境
- 市町村界
- 埋蔵文化財

| 県 | 色 | 旧町村名 |
|--|--|------|
| 山梨県 | | 明野村 |
| | | 須玉町 |
| | | 高根町 |
| | | 長坂町 |
| | | 大泉村 |
| | | 白州町 |
| | 小瀬沢町 | |

| 県 | 色 | 町村名 |
|--|---|------|
| 長野県 | | 佐久穂町 |
| | | 小海村 |
| | | 川上村 |
| | | 南牧村 |
| | | 南相木村 |
| | 北相木村 | |

山梨県出典：「井戸尻発掘五十周年記念 講演録集」
 (平成 21 年 3 月、井戸尻考古館)
 長野県出典：「佐久穂町の文化財」
 (平成 23 年 3 月 30 日、佐久穂町教育委員会)
 「小海町遺跡詳細分布調査報告書」
 (昭和 62 年 3 月 30 日、小海町教育委員会)
 「埋蔵文化財包蔵地地図」
 (平成 27 年 3 月、川上村教育委員会)
 「南牧村遺跡分布図」(平成 6 年、南牧村教育委員会資料)
 「南相木村遺跡詳細分布調査報告書」
 (平成 11 年 10 月、南相木村教育委員会)
 「遺跡詳細分布調査報告書」
 (昭和 55 年、北相木村教育委員会)



1:50,000



(13) 都市計画法の規定により指定された風致地区の区域

調査区域には、「都市計画法」(昭和43年6月15日法律第100号、最終改正：平成30年4月25日法律第45号)第8条第1項第7号の規定により指定された風致地区及び同法第11条第1項第2項の規定により定められた都市計画緑地はありません。

(14) 環境基本法の規定により定められた環境基準の種類の指定状況

1) 騒音に係る環境基準

調査区域には、「環境基本法」(平成5年11月19日法律第91号)第16条第1項の規定に基づき、騒音に係る環境上の条件について、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持することが望ましい基準が定められています。

騒音に係る環境基準を表5-2-31～表5-2-33に示します。また、山梨県の類型指定の状況を表5-2-34に、長野県の類型指定の状況を表5-2-35に示します。調査地域には、類型指定されている地域はありません。

表 5-2-31 騒音に係る環境基準

| 地域の類型 | 基準値 | |
|--------|-----------|-----------|
| | 昼間 | 夜間 |
| AA | 50 デシベル以下 | 40 デシベル以下 |
| A 及び B | 55 デシベル以下 | 45 デシベル以下 |
| C | 60 デシベル以下 | 50 デシベル以下 |

(注)1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

出典：「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日環境庁告示第64号)

表 5-2-32 騒音に係る環境基準(道路に面する地域)

| 地域の区分 | 基準値 | |
|--|-----------|-----------|
| | 昼間 | 夜間 |
| A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 | 60 デシベル以下 | 55 デシベル以下 |
| B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C地域のうち車線を有する道路に面する地域 | 65 デシベル以下 | 60 デシベル以下 |

備考 車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

出典：「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日環境庁告示第64号)

表 5-2-33 騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準）

| 基 準 値 | |
|---|-----------|
| 昼 間 | 夜 間 |
| 70 デシベル以下 | 65 デシベル以下 |
| 備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては 45 デシベル以下、夜間にあつては 40 デシベル以下）によることができる。 | |

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号）

表 5-2-34 環境基準の類型の対応表（山梨県）

| 地域の類型 | 当てはめる地域 |
|-------|---|
| A | 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域 |
| B | 都市計画法第八条第一項第一号に掲げる第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域(同項第二号に掲げる特別用途地区のうち、特別工業地区及び特別業務地区を除く。) |
| C | 都市計画法第八条第一項第一号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに同項第二号に掲げる特別用途地区のうち、特別工業地区及び特別業務地区 |

備考 1 この表において「A」、「B」及び「C」とは、騒音に係る環境基準について(平成十年環境庁告示第六十四号)の「第一 環境基準」において定められた地域の類型のうち「A」、「B」及び「C」に相当するものをいう。

2 この表に当てはめる地域のうち、騒音に係る環境基準についての「第一 環境基準」において定められている「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

(一)道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三条に規定する高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道(市町村道にあつては四車線以上の区間に限る。)のうち山梨県内の区域

(二)2(一)に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であつて都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)第七条第一項第一号に定める自動車専用道路のうち山梨県内の区域

出典：「騒音に係る環境基準の類型の当てはめ」（平成 7 年 8 月 31 日山梨県告示第 368 号）

表 5-2-35 環境基準の類型の対応表（長野県）

| 騒音に係る環境基準 の地域類型 | 区分(注1) |
|--------------------|---------------------------|
| A 類型 | 第1種低層住居専用地域及びこの地域に相当する地域 |
| | 第2種低層住居専用地域及びこの地域に相当する地域 |
| | 田園住居地域及びこの地域に相当する地域 |
| | 第1種中高層住居専用地域及びこの地域に相当する地域 |
| | 第2種中高層住居専用地域及びこの地域に相当する地域 |
| B 類型 | 第1種住居地域及びこの地域に相当する地域 |
| | 第2種住居地域及びこの地域に相当する地域 |
| | 準住居地域及びこの地域に相当する地域 |
| | 市街化調整区域及びこの地域に相当する地域 |
| C 類型 | 近隣商業地域及びこの地域に相当する地域 |
| | 商業地域及びこの地域に相当する地域 |
| | 準工業地域及びこの地域に相当する地域 |
| | 工業地域及びこの地域に相当する地域 |
| | 工業専用地域及びこの地域に相当する地域 |

注1 この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第一号の規定により定められた用途地域をいいます。また、市街化調整区域とは、同法第7条第3項の規定により定められた市街化調整区域をいいます。

出典：「環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令に基づく騒音に係る環境基準の類型及び地域の指定」（平成11年3月25日長野県告示第182号）
「公害関係基準のしおり」（平成31年3月、長野県環境部）

2) 水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」（平成5年11月19日法律第91号）第16条第1項の規定に基づき、水質汚濁に係る環境基準が定められています。

水質汚濁に係る環境基準を表5-2-36及び表5-2-37に示します。人の健康の保護に関する環境基準は、全ての公共用水域に適用されます。また、生活環境の保全に関する基準は公共用水域ごと（河川、湖沼、海域）に定められています。

山梨県の調査区域には、水質汚濁に係る環境基準の類型指定はされていません。

長野県の調査区域には、信濃川上流、相木川、猪名湖に類型指定がされており、類型の指定状況を表5-2-38に、位置を図5-2-14に示します。

なお、水生生物の生息状況の適応性に係る基準については、水域として信濃川上流、相木川、南相木川、猪名湖に類型指定がされており、類型の指定状況を表5-2-39に示します。

表 5-2-36 人の健康の保護に関する環境基準

| 項目 | 基準値 | 測定方法 |
|-----------------|---------------|---|
| カドミウム | 0.003mg/L 以下 | 日本工業規格K0102 (以下「規格」という。) 55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法 |
| 全シアン | 検出されないこと。 | 規格 38.1.2 及び 38.2 に定める方法、規格 38.1.2 及び 38.3 に定める方法又は規格 38.1.2 及び 38.5 に定める方法 |
| 鉛 | 0.01mg/L 以下 | 規格 54 に定める方法 |
| 六価クロム | 0.05mg/L 以下 | 規格 65.2 に定める方法 (ただし、規格 65.2.6 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合にあっては、日本工業規格K0170-7 の 7 の a) 又は b) に定める操作を行うものとする。) |
| 砒素 | 0.01mg/L 以下 | 規格 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法 |
| 総水銀 | 0.0005mg/L 以下 | 付表 1 に掲げる方法 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと。 | 付表 2 に掲げる方法 |
| PCB | 検出されないこと。 | 付表 3 に掲げる方法 |
| ジクロロメタン | 0.02mg/L 以下 | 日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法 |
| 四塩化炭素 | 0.002mg/L 以下 | 日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法 |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.004mg/L 以下 | 日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 0.1mg/L 以下 | 日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法 |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/L 以下 | 日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 1mg/L 以下 | 日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法 |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006mg/L 以下 | 日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法 |
| トリクロロエチレン | 0.01mg/L 以下 | 日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法 |
| テトラクロロエチレン | 0.01mg/L 以下 | 日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法 |
| 1,3-ジクロロプロペン | 0.002mg/L 以下 | 日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法 |
| チウラム | 0.006mg/L 以下 | 付表 4 に掲げる方法 |
| シマジン | 0.003mg/L 以下 | 付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法 |
| チオベンカルブ | 0.02mg/L 以下 | 付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法 |
| ベンゼン | 0.01mg/L 以下 | 日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法 |
| セレン | 0.01mg/L 以下 | 規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法 |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10mg/L 以下 | 硝酸性窒素にあっては規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格 43.1 に定める方法 |
| ふっ素 | 0.8mg/L 以下 | 規格 34.1 若しくは 34.4 に定める方法又は規格 34.1 c) (注(6)第三文を除く。) に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。) 及び付表 6 に掲げる方法 |
| ほう素 | 1mg/L 以下 | 規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法 |
| 1,4-ジオキサン | 0.05mg/L 以下 | 付表 7 に掲げる方法 |

備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表 2 において同じ。

3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準」(昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号)

表 5-2-37(1) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

河川（湖沼を除く。）

ア

| 項目 類型 | 利用目的 の適応性 | 基準値 | | | | |
|----------|-------------------------------------|-----------------|-------------------------|--------------------------|---------------|----------------------|
| | | 水素イオン濃度 (pH) | 生物化学的 酸素要求量 (BOD) | 浮遊物質 (SS) | 溶存酸素量 (DO) | 大腸菌群数 |
| AA | 水道1級 自然環境保全及びA以 下の欄に掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 1mg/1 以下 | 25mg/1 以下 | 7.5mg/1 以上 | 50MPN/ 100ml以下 |
| A | 水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に 掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 2mg/1 以下 | 25mg/1 以下 | 7.5mg/1 以上 | 1,000MPN/ 100ml以下 |
| B | 水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げ るもの | 6.5以上 8.5以下 | 3mg/1 以下 | 25mg/1 以下 | 5mg/1 以上 | 5,000MPN/ 100ml以下 |
| C | 水産3級 工業用水1級及びD以 下の欄に掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 5mg/1 以下 | 50mg/1 以下 | 5mg/1 以上 | — |
| D | 工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるも の | 6.0以上 8.5以下 | 8mg/1 以下 | 100mg/1 以下 | 2mg/1 以上 | — |
| E | 工業用水3級 環境保全 | 6.0以上 8.5以下 | 10mg/1 以下 | ごみ等の浮遊が 認められないこ と。 | 2mg/1 以上 | — |

備考 1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。

3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に測定することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼海域もこれに準ずる。）。

4 最確数による定量法とは、次のものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

試料 10mL、1mL、0.1mL、0.01mL……のように連続した 4 段階（試料量が 0.1mL 以下の場合は 1mL に希釈して用いる。）を 5 本ずつ BGLB 醗酵管に移植し、35～37℃、48±3 時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから 100mL 中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができない時は、冷蔵して数時間以内に試験する。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等、B—中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号）

イ

| 項目 類型 | 水生生物の生息状況の適応性 | 基準値 | | |
|----------|---|-------------|---------------|------------------------------|
| | | 全亜鉛 | ノニル フェノール | 直鎖アルキルベン ゼンスルホン 酸及びその塩 |
| 生物A | イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域 | 0.03mg/l 以下 | 0.001mg/l 以下 | 0.03mg/l 以下 |
| 生物特A | 生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.03mg/l 以下 | 0.0006mg/l 以下 | 0.02mg/l 以下 |
| 生物B | コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域 | 0.03mg/l 以下 | 0.002mg/l 以下 | 0.05mg/l 以下 |
| 生物特B | 生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.03mg/l 以下 | 0.002mg/l 以下 | 0.04mg/l 以下 |

備考 1 基準値は、年間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）

出典：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

表 5-2-37(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

湖沼（天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖）
ア

| 項目 類型 | 利用目的 の適応性 | 基準値 | | | | |
|----------|---|------------------|-----------------------|----------------------|---------------|-----------------------|
| | | 水素イオン濃度 (pH) | 化学的 酸素要求量 (COD) | 浮遊物質 量 (SS) | 溶存酸素量 (DO) | 大腸菌群数 |
| AA | 水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの | 6.5 以上 8.5 以下 | 1mg/1 以下 | 1mg/1 以下 | 7.5mg/1 以上 | 50MPN/ 100ml 以下 |
| A | 水道 2,3 級 水産 2 級 水浴 及び B 以下の欄に掲げ るもの | 6.5 以上 8.5 以下 | 3mg/1 以下 | 5mg/1 以下 | 7.5mg/1 以上 | 1,000MPN/ 100ml 以下 |
| B | 水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水 及び C の欄に掲げるもの | 6.5 以上 8.5 以下 | 5mg/1 以下 | 15mg/1 以下 | 5mg/1 以上 | — |
| C | 工業用水 2 級 環境保全 | 6.0 以上 8.5 以下 | 8mg/1 以下 | ごみ等の浮遊が 認められないこと。 | 2mg/1 以上 | — |

備考 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

(注)1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2、3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号）

イ

| 項目 類型 | 利用目的の適応性 | 基準値 | |
|----------|--|-----------|-------------|
| | | 全窒素 | 全磷 |
| I | 自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの | 0.1mg/l以下 | 0.005mg/l以下 |
| II | 水道1、2、3級（特殊なものを除く。） 水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの | 0.2mg/l以下 | 0.01mg/l以下 |
| III | 水道3級（特殊なもの）及びIV以下の欄に掲げるもの | 0.4mg/l以下 | 0.03mg/l以下 |
| IV | 水産2種及びVの欄に掲げるもの | 0.6mg/l以下 | 0.05mg/l以下 |
| V | 水産3種 工業用水 農業用水 環境保全 | 1mg/l以下 | 0.1mg/l以下 |

備考 1 基準値は年間平均値とする。

2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。

3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。

(注)1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）

3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用

水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用

水産3種：コイ、フナ等の水産生物用

4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

ウ

| 項目 類型 | 水生生物の生息状況の適応性 | 基準値 | | |
|----------|---|------------|--------------|----------------------|
| | | 全亜鉛 | ノニルフェノール | 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 |
| 生物A | イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域 | 0.03mg/l以下 | 0.001mg/l以下 | 0.03mg/l以下 |
| 生物特A | 生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.03mg/l以下 | 0.0006mg/l以下 | 0.02mg/l以下 |
| 生物B | コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域 | 0.03mg/l以下 | 0.002mg/l以下 | 0.05mg/l以下 |
| 生物特B | 生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.03mg/l以下 | 0.002mg/l以下 | 0.04mg/l以下 |

出典：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

エ

| 項目 類型 | 水生生物が生息・再生産する場の適応性 | 基準値 |
|----------|--|------------|
| | | 底層溶存酸素量 |
| 生物1 | 生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域 | 4.0mg/l 以上 |
| 生物2 | 生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域 | 3.0mg/l 以上 |
| 生物3 | 生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域 | 2.0mg/l 以上 |

備考 1 基準値は、日間平均値とする。

2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいたことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

出典：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

表 5-2-38 水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定状況

| 県名 | 水域 | 該当類型 | 達成期間 |
|-----|------------------------------------|------|------|
| 長野県 | 信濃川上流(1) (南佐久郡の湯川合流点より上流) (千曲川) | AA | イ |
| | 信濃川上流(2) (南佐久郡の湯川合流点から大屋橋まで) (千曲川) | A | イ |
| | 相木川(全域) (南相木川を含む。) | AA | イ |
| | 猪名湖(松原湖) (長湖、大月湖を含む) (全域) | A | イ |

(注) 達成期間の区分は次のとおりとする。

「イ」は直ちに達成

「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成

「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成

出典：「公害関係基準のしおり」（平成31年3月、長野県環境部）

表 5-2-39 水生生物の生息状況の適応性に係る基準

| 水域 | 該当類型 | 達成期間 |
|------------------------|-------|------|
| 信濃川(1) (長生橋より上流に限る) | 生物A | イ |
| 相木川(全域) | 生物A | イ |
| 南相木川(全域) | 生物特A | イ |
| 猪名湖(長湖及び大月湖を含む全域(松原湖)) | 湖沼生物A | イ |

(注) 達成期間の区分は次のとおりとする。

「イ」は直ちに達成

「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成

「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成

出典：「公害関係基準のしおり」（平成31年3月、長野県環境部）

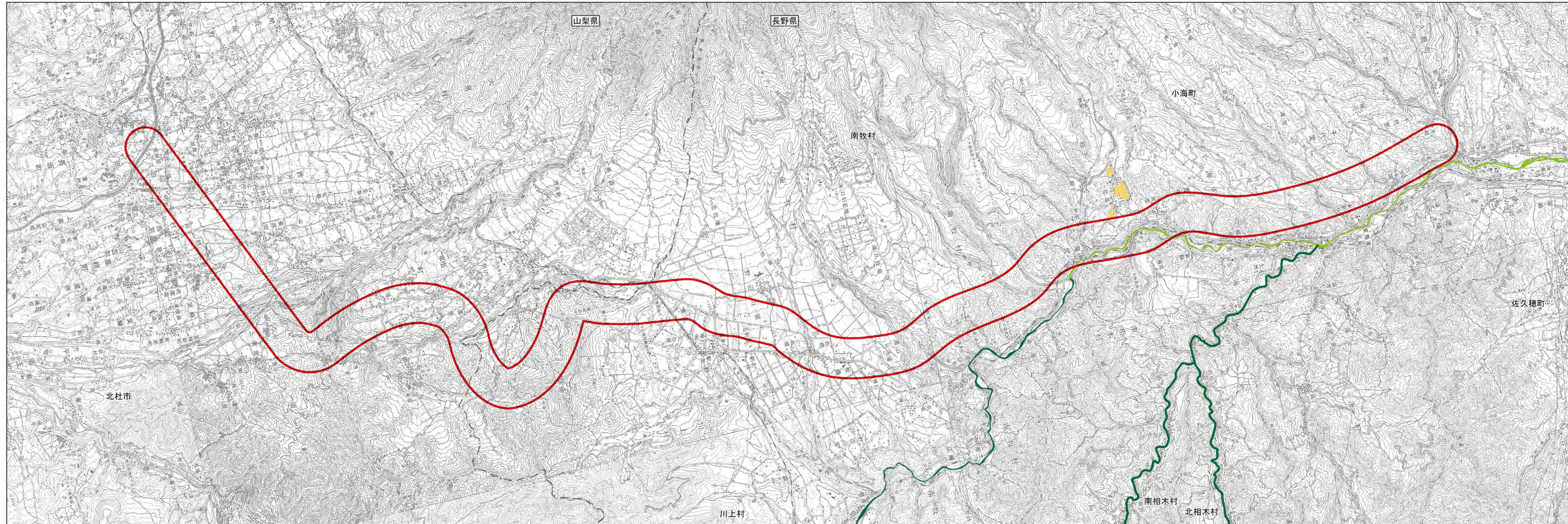


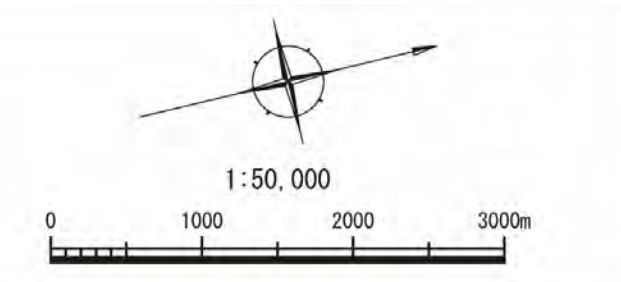
図 5-2-14 水質汚濁に係る環境基準の類型指定図

凡 例

- 事業実施区域
- 県境
- 市町村界

| 記号 | 水域類型指定 |
|-----------------|--------|
| — (Green line) | AA 類型 |
| — (Yellow line) | A 類型 |

長野県出典：「信州くらしのマップ」(長野県ホームページ)



3) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」(平成5年11月19日法律第91号)第16条第1項の規定に基づき、地下水の水質汚濁に係る環境基準が定められています。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は表 5-2-40 に示すとおりであり、全ての地下水に対して一律に適用されます。

表 5-2-40 地下水の水質汚濁に係る環境基準

| 項目 | 基準値 |
|--|---------------|
| カドミウム | 0.003mg/L 以下 |
| 全シアン | 検出されないこと。 |
| 鉛 | 0.01mg/L 以下 |
| 六価クロム | 0.05mg/L 以下 |
| 砒素 | 0.01mg/L 以下 |
| 総水銀 | 0.0005mg/L 以下 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと。 |
| PCB | 検出されないこと。 |
| ジクロロメタン | 0.02mg/L 以下 |
| 四塩化炭素 | 0.002mg/L 以下 |
| クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー) | 0.002mg/L 以下 |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.004mg/L 以下 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 0.1mg/L 以下 |
| 1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/L 以下 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 1mg/L 以下 |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006mg/L 以下 |
| トリクロロエチレン | 0.01mg/L 以下 |
| テトラクロロエチレン | 0.01mg/L 以下 |
| 1,3-ジクロロプロペン | 0.002mg/L 以下 |
| チウラム | 0.006mg/L 以下 |
| シマジン | 0.003mg/L 以下 |
| チオベンカルブ | 0.02mg/L 以下 |
| ベンゼン | 0.01mg/L 以下 |
| セレン | 0.01mg/L 以下 |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10mg/L 以下 |
| ふっ素 | 0.8mg/L 以下 |
| ほう素 | 1mg/L 以下 |
| 1,4-ジオキサン | 0.05mg/L 以下 |
| 備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。 | |

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年3月13日環境庁告示第10号)

4) 土壤汚染に係る環境基準

「環境基本法」(平成5年11月19日法律第91号)第16条第1項の規定に基づき、土壤の汚染に係る環境基準が定められています。

土壤の汚染に係る環境基準は表 5-2-41 に示すとおりであり、汚染がもつぱら自然的要因によることが明らかであると認められる場所、原材料の堆積場、廃棄物の埋立地等の土壤を除き、全ての土壤に対して一律に適用されます。

表 5-2-41 土壌の汚染に係る環境基準

| 項目 | 環境上の条件 |
|---|--|
| カドミウム | 検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。 |
| 全シアン | 検液中に検出されないこと。 |
| 有機燐（りん） | 検液中に検出されないこと。 |
| 鉛 | 検液 1L につき 0.01mg 以下であること。 |
| 六価クロム | 検液 1L につき 0.05mg 以下であること。 |
| 砒（ひ）素 | 検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。 |
| 総水銀 | 検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。 |
| アルキル水銀 | 検液中に検出されないこと。 |
| PCB | 検液中に検出されないこと。 |
| 銅 | 農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。 |
| ジクロロメタン | 検液 1L につき 0.02mg 以下であること。 |
| 四塩化炭素 | 検液 1L につき 0.002mg 以下であること。 |
| クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー） | 検液 1L につき 0.002mg 以下であること。 |
| 1, 2-ジクロロエタン | 検液 1L につき 0.004mg 以下であること。 |
| 1, 1-ジクロロエチレン | 検液 1L につき 0.1mg 以下であること。 |
| 1, 2-ジクロロエチレン | 検液 1L につき 0.04mg 以下であること。 |
| 1, 1, 1-トリクロロエタン | 検液 1L につき 1mg 以下であること。 |
| 1, 1, 2-トリクロロエタン | 検液 1L につき 0.006mg 以下であること。 |
| トリクロロエチレン | 検液 1L につき 0.03mg 以下であること。 |
| テトラクロロエチレン | 検液 1L につき 0.01mg 以下であること。 |
| 1, 3-ジクロロプロペン | 検液 1L につき 0.002mg 以下であること。 |
| チウラム | 検液 1L につき 0.006mg 以下であること。 |
| シマジン | 検液 1L につき 0.003mg 以下であること。 |
| チオベンカルブ | 検液 1L につき 0.02mg 以下であること。 |
| ベンゼン | 検液 1L につき 0.01mg 以下であること。 |
| セレン | 検液 1L につき 0.01mg 以下であること。 |
| ふっ素 | 検液 1L につき 0.8mg 以下であること。 |
| ほう素 | 検液 1L につき 1mg 以下であること。 |
| 1, 4-ジオキサン | 検液 1L につき 0.05mg 以下であること。 |
| <p>備考 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。</p> <p>3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。</p> <p>5 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格 K0125 の 5.1、5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p> | |

出典：「土壌環境基準」（平成 3 年 8 月 23 日環境庁告示第 46 号）

(15) 環境基本法の規定により策定された公害防止計画の策定の状況

調査区域には、「環境基本法」(平成5年11月19日法律第91号)第17条の規定により指定された公害防止計画は策定されていません。

(16) 騒音規制法に規定する自動車騒音の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況

「騒音規制法」(昭和43年6月10日法律第98号)第17条第1項に規定する自動車騒音の限度及び時間の区分の状況を表5-2-42及び表5-2-43に示します。

山梨県の調査区域には、北杜市により騒音規制地域図が作成されています。その指定状況を表5-2-44及び表5-2-45に、規制区域の位置図を図5-2-15に示します。

長野県の調査区域には、騒音規制区域はありません。

表 5-2-42 自動車騒音の限度

| 区域の区分 | 時間の区分 | |
|--|---------|---------|
| | 昼間 | 夜間 |
| a区域及びb区域のうち一車線を有する道路に面する区域 | 六十五デシベル | 五十五デシベル |
| a区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域 | 七十デシベル | 六十五デシベル |
| b区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域 | 七十五デシベル | 七十デシベル |

備考 a区域、b区域及びc区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事(市の区域内の区域については、市長。)が定めた区域をいう。

- 一 a区域 専ら住居の用に供される区域
- 二 b区域 主として住居の用に供される区域
- 三 c区域 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

注1) 時間の区分は、昼間は6時から22時までの間、夜間は22時から翌日の6時までの間をいいます。

出典: 「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」(平成12年3月2日総理府令第15号)

表 5-2-43 幹線交通を担う道路に近接する区域の要請限度(特例値)

| 昼間 | 夜間 |
|----------|----------|
| 75デシベル以下 | 70デシベル以下 |

注1) 要請限度に掲げる区域のうち、幹線交通を担う道路に近接する区域(2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。)に係る限度です。

2) 「幹線交通を担う道路」とは、道路法に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあつては4車線以上の車線を有する区間に限る)並びに道路運送法に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則に規定する自動車専用道路をいいます。

出典: 「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」(平成12年3月2日総理府令第15号)

表 5-2-44 自動車騒音の限度に係る区域の区分（北杜市）

| 区分 | 該当地域 |
|------|--------------|
| a 区域 | 第1種区域 |
| b 区域 | 第2種区域 |
| c 区域 | 第3種区域及び第4種区域 |

備考 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の規制基準(平成24年北杜市告示第29号)に定める第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域をいう。

注1) 規制地域を表5-2-45に示します。

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令別表備考の規定に基づく市長が定める区域」（平成24年4月1日北杜市告示第31号）

表 5-2-45 特定工場等に係る騒音の規制地域（北杜市）

| 区域の区分 | 規制地域 |
|-------|--|
| 第1種区域 | なし |
| 第2種区域 | 須玉町藤田、高根町藏原、高根町小池、高根町上黒澤、高根町村山東割、高根町箕輪新町、高根町村山西割及び長坂町長坂下条の全部並びに明野町上手、明野町浅尾新田、須玉町穴平、須玉町若神子、須玉町大蔵、須玉町大豆生田、須玉町小倉、須玉町東向、高根町下黒澤、高根町箕輪、高根町五町田、高根町村山北割、高根町堤、高根町東井出、高根町長澤、高根町浅川、高根町清里、長坂町小荒間、長坂町白井沢、長坂町大八田、長坂町夏秋、長坂町長坂上条、長坂町渋沢、長坂町中丸、長坂町日野、大泉町西井出、大泉町谷戸、白州町大武川、白州町白須、白州町横手、白州町大坊、武川町黒澤、武川町新奥、武川町柳澤、武川町牧原、武川町三吹、武川町山高、武川町宮脇、小淵沢町小淵沢、小淵沢町上笹尾及び小淵沢町下笹尾の一部 |
| 第3種区域 | 明野町小笠原、明野町上手、須玉町若神子、高根町清里、長坂町長坂上条及び長坂町富岡、大泉町西井出、大泉町谷戸、白州町上教来石、白州町下教来石、白州町鳥原、白州町白須、白州町台ヶ原、白州町花水、武川町牧原、武川町三吹、武川町山高及び武川町宮脇の一部 |
| 第4種区域 | 白州町下教来石、白州町鳥原、白州町白須及び白州町台ヶ原の一部 |

出典：「特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の規制基準」（平成24年4月1日北杜市告示第29号）

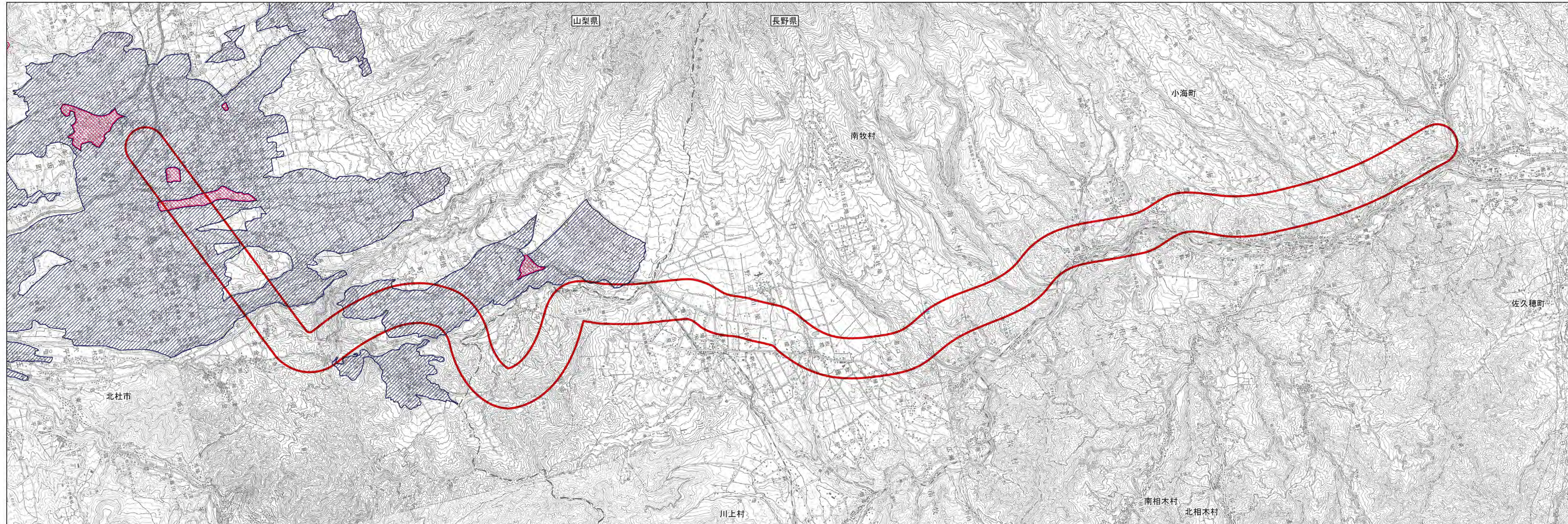





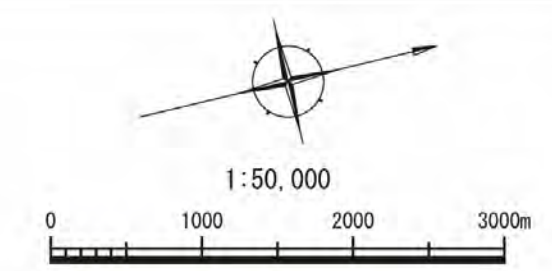


図 5-2-15 自動車騒音の要請限度に係る区域図

- 凡 例
-  事業実施区域
 -  県境
 -  市町村界
 -  b区域
 -  c区域

山梨県出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令別表備考の規定に基づく市長が定める区域」（平成24年、北杜市）



(17) 振動規制法に規定する道路交通振動の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況

「振動規制法」(昭和51年6月10日法律第64号)第16条第1項に規定する道路交通振動の限度及び時間の区分の状況を表5-2-46及び表5-2-47に示します。

山梨県の調査区域には、北杜市により振動規制地域図が作成されています。その指定状況を表5-2-48に、規制区域の位置を図5-2-16に示します。

長野県の調査区域には、道路交通振動に係る規制区域はありません。

表 5-2-46 道路交通振動の限度

| 区域の区分 | 時間の区分 | |
|-------|---------|---------|
| | 昼間 | 夜間 |
| 第一種区域 | 六十五デシベル | 六十デシベル |
| 第二種区域 | 七十デシベル | 六十五デシベル |

備考 1 第一種区域及び第二種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。

- 一 第一種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住民の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
- 二 第二種区域 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

出典：「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日総理府令第58号)

表 5-2-47 道路交通振動の限度に係る時間の区分

| 区間 | 時間の区分 | |
|-----|--------------|-----------------|
| | 昼間 | 夜間 |
| 山梨県 | 午前8時から午後7時まで | 午後7時から翌日の午前8時まで |
| 長野県 | 午前7時から午後7時まで | 午後7時から翌日の午前7時まで |

出典：「振動規制法施行規則別表第二備考1に基づく知事が定める区域の区分及び同備考2に基づく知事が定める時間の区分」(昭和54年3月14日山梨県告示第102号)

「振動規制法に基づく規制地域の指定」(昭和52年12月26日長野県告示第683号)

表 5-2-48 道路交通振動の限度に係る区域の区分（北杜市）

| 区域の区分 | 規制地域 |
|-------|--|
| 第1種区域 | 須玉町藤田、高根町藏原、高根町小池、高根町上黒澤、高根町村山東割、高根町箕輪新町、高根町村山西割及び長坂町長坂下条の全部並びに明野町上手、明野町浅尾新田、須玉町穴平、須玉町若神子、須玉町大蔵、須玉町大豆生田、須玉町小倉、須玉町東向、高根町下黒澤、高根町箕輪、高根町五町田、高根町村山北割、高根町堤、高根町東井出、高根町長澤、高根町浅川、高根町清里、長坂町小荒間、長坂町白井沢、長坂町大八田、長坂町夏秋、長坂町長坂上条、長坂町渋沢、長坂町中丸、長坂町日野、大泉町西井出、大泉町谷戸、白州町大武川、白州町白須、白州町横手、白州町大坊、武川町黒澤、武川町新奥、武川町柳澤、武川町牧原、武川町三吹、武川町山高、武川町宮脇、小淵沢町小淵沢、小淵沢町上笹尾及び小淵沢町下笹尾の一部 |
| 第2種区域 | 明野町小笠原、明野町上手、須玉町若神子、高根町清里、長坂町長坂上条及び長坂町富岡、大泉町西井出、大泉町谷戸、白州町上教来石、白州町下教来石、白州町鳥原、白州町白須、白州町ヶ原、白州町花水、武川町牧原、武川町三吹、武川町山高及び武川町宮脇の一部 |

出典：「振動規制法施行規則別表第2備考1に基づく市長が定める区域の区分及び同備考2に基づく市長が定める時間の区分」（平成24年4月1日北杜市告示第34号）

「振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定及び特定工場等において発生する振動の規制基準」（平成24年4月1日北杜市告示第32号）

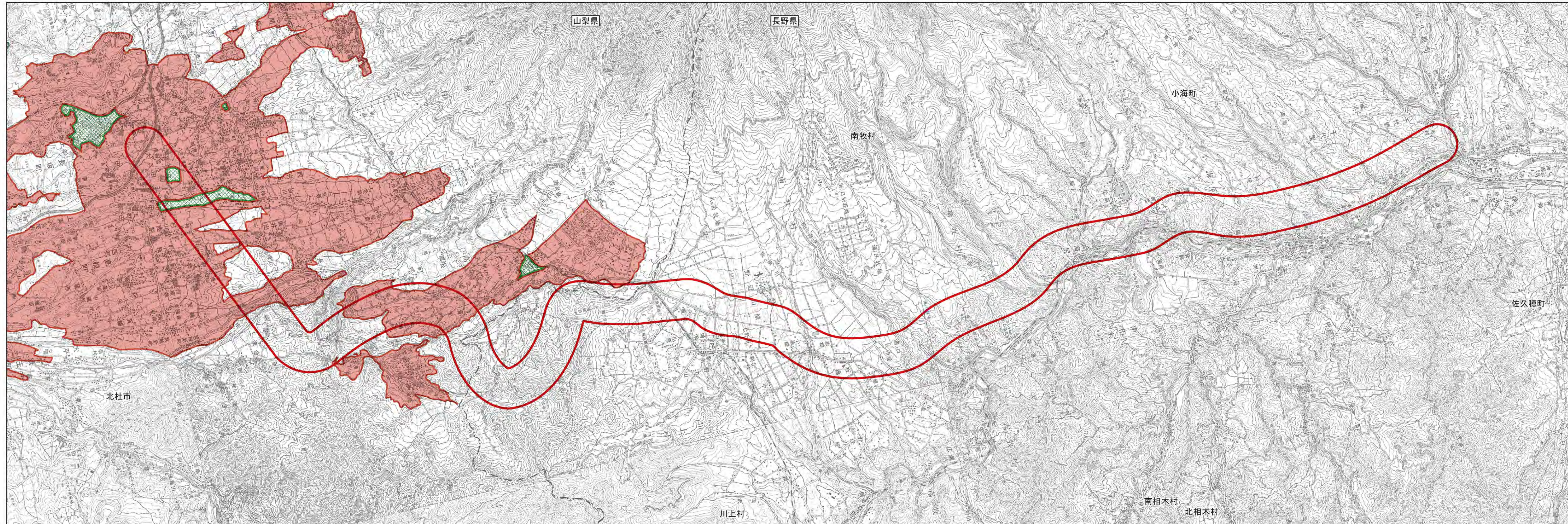
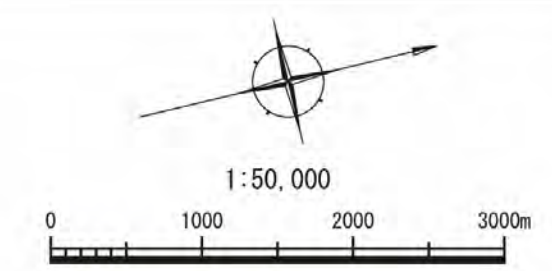


図 5-2-16 道路交通振動の要請限度に係る区域図

- 凡 例
- 事業実施区域
 - 県境
 - 市町村界
 - 第一種区域
 - 第二種区域

山梨県出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令別表備考の規定に基づく市長が定める区域」（平成24年、北杜市）



(18) 水質汚濁防止法の規定による排水基準が定められた区域

「水質汚濁防止法」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 138 号）第 3 条第 1 項の規定による排水基準を表 5-2-49 及び表 5-2-50 に示します。

また、同法第 3 条第 3 項の規定により、山梨県の調査区域では「山梨県生活環境の保全に関する条例」（昭和 50 年 7 月 12 日山梨県条例第 12 号）により、し尿処理施設等の特定施設を設置している事業場に係る上乘せ基準を表 5-2-51 のとおり定めています。

長野県の調査区域では「公害の防止に関する条例」（昭和 48 年 3 月 30 日長野県条例第 11 号）第 16 条別表第 1 において、「有害物質」等について定められています。このうち、長野県区域全体に提供される「有害物質」及び「生活環境」に関する項目についての上乗せ排水基準を表 5-2-52 に示します。

表 5-2-49 水質汚濁防止法に基づく排水基準（有害物質の排水基準）

| 有害物質の種類 | 許容限度 |
|--|--|
| カドミウム及びその化合物 | 一リットルにつきカドミウム〇・〇三ミリグラム |
| シアン化合物 | 一リットルにつきシアン一ミリグラム |
| 有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。） | 一リットルにつき一ミリグラム |
| 鉛及びその化合物 | 一リットルにつき鉛〇・一ミリグラム |
| 六価クロム化合物 | 一リットルにつき六価クロム〇・五ミリグラム |
| 砒素及びその化合物 | 一リットルにつき砒素〇・一ミリグラム |
| 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 | 一リットルにつき水銀〇・〇〇五ミリグラム |
| アルキル水銀化合物 | 検出されないこと。 |
| ポリ塩化ビフェニル | 一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム |
| トリクロロエチレン | 一リットルにつき〇・一ミリグラム |
| テトラクロロエチレン | 一リットルにつき〇・一ミリグラム |
| ジクロロメタン | 一リットルにつき〇・二ミリグラム |
| 四塩化炭素 | 一リットルにつき〇・〇二ミリグラム |
| 一・二-ジクロロエタン | 一リットルにつき〇・〇四ミリグラム |
| 一・一-ジクロロエチレン | 一リットルにつき一ミリグラム |
| シス-一・二-ジクロロエチレン | 一リットルにつき〇・四ミリグラム |
| 一・一・一-トリクロロエタン | 一リットルにつき三ミリグラム |
| 一・一・二-トリクロロエタン | 一リットルにつき〇・〇六ミリグラム |
| 一・三-ジクロロプロペン | 一リットルにつき〇・〇二ミリグラム |
| チウラム | 一リットルにつき〇・〇六ミリグラム |
| シマジン | 一リットルにつき〇・〇三ミリグラム |
| チオベンカルブ | 一リットルにつき〇・二ミリグラム |
| ベンゼン | 一リットルにつき〇・一ミリグラム |
| セレン及びその化合物 | 一リットルにつきセレン〇・一ミリグラム |
| ほう素及びその化合物 | 海域以外の公共用水域に排出されるもの一リットルにつきほう素一〇ミリグラム |
| | 海域に排出されるもの一リットルにつきほう素二三〇ミリグラム |
| ふっ素及びその化合物 | 海域以外の公共用水域に排出されるもの一リットルにつきふっ素八ミリグラム |
| | 海域に排出されるもの一リットルにつきふっ素一五ミリグラム |
| アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 | 一リットルにつきアンモニア性窒素に〇・四を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量一〇〇ミリグラム |
| 一・四-ジオキサン | 一リットルにつき〇・五ミリグラム |

備考 1 「検出されないこと。」とは、第二条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

2 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和四十九年政令第三百六十三号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和二十三年法律第二百五号）第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年6月21日総理府令第35号）

表 5-2-50 水質汚濁防止法に基づく排水基準（水素イオン濃度その他の排水基準）

| 項目 | 許容限度 |
|---|------------------------------|
| 水素イオン濃度（水素指数） | 海域以外の公共用水域に排出されるもの五・八以上八・六以下 |
| | 海域に排出されるもの五・〇以上九・〇以下 |
| 生物化学的酸素要求量（単位 一リットルにつきミリグラム） | 一六〇（日間平均一二〇） |
| 化学的酸素要求量（単位 一リットルにつきミリグラム） | 一六〇（日間平均一二〇） |
| 浮遊物質（単位 一リットルにつきミリグラム） | 二〇〇（日間平均一五〇） |
| ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量） （単位 一リットルにつきミリグラム） | 五 |
| ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油類含有量） （単位 一リットルにつきミリグラム） | 三〇 |
| フェノール類含有量（単位 一リットルにつきミリグラム） | 五 |
| 銅含有量（単位 一リットルにつきミリグラム） | 三 |
| 亜鉛含有量（単位 一リットルにつきミリグラム） | 二 |
| 溶解性鉄含有量（単位 一リットルにつきミリグラム） | 一〇 |
| 溶解性マンガン含有量（単位 一リットルにつきミリグラム） | 一〇 |
| クロム含有量（単位 一リットルにつきミリグラム） | 二 |
| 大腸菌群数（単位 一立方センチメートルにつき個） | 日間平均三、〇〇〇 |
| 窒素含有量（単位 一リットルにつきミリグラム） | 一二〇（日間平均六〇） |
| 磷含有量（単位 一リットルにつきミリグラム） | 一六（日間平均八） |

- 備考 1 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 2 この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。
- 3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。
- 4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。
- 5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。
- 6 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。
- 7 磷含有量についての排水基準は、磷が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年6月21日総理府令第35号）

表 5-2-51(1) 上乘せ排水基準（山梨県、適用水域：全公共用水域）

1. 有害物質に係る排水基準

| 有害物質の種類 及び許容限度 | | カドミウム及び その他の化合物 | シアン化合物 | 有機リン化合物 (パラチオン、メ チルパラチオ ン、メチルジメ ント及びEPNに 限る。) | 六価クロム 化合物 | 砒素及び その化合物 | ふつ素及び その化合物 |
|-------------------|----------------|--------------------|-----------------------------|--|--------------------------------|-----------------------------|--|
| 区分 | 適用 水域 | 検出されない こと。 | 1リットルにつき シアン 0.1ミリグラム | 検出されない こと。 | 1リットルにつき 六価クロム 0.05ミリグラム | 1リットルにつき 砒素 0.05ミリグラム | 新設にあつては、 1リットルにつき ふつ素 1ミリグラム 既設にあつては、 1リットルにつき ふつ素 5ミリグラム |
| 特定 事業場 | 全公 共用 水域 | | | | | | |

- 備考 1 「特定事業場」とは、水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設を設置する工場又は事業場をいう。
- 2 この表の数値は、排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号。以下「府令」という。)第2条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。
- 3 「検出されないこと。」とは、府令第2条に規定する方法により検定した場合において、その結果が1リットルにつき、カドミウム及びその化合物にあつては0.01ミリグラムを、有機リン化合物にあつては0.1ミリグラムをそれぞれ下回ることをいう。
- 4 「新設」とは、昭和50年8月1日の後において設置される特定事業場をいい、「既設」とは、昭和50年8月1日において現に設置されている特定事業場(同日において設置の工事を行っているものを含む。)及び一の施設が水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設となつた際現にその施設を設置している特定事業場(その際特定施設の設置の工事を行っているものを含む。当該特定事業場が「新設」の特定事業場となつている場合にあつては、新設とする。)をいう。
- 5 ふつ素及びその化合物についての排水基準は、し尿処理施設を設置する特定事業場(他の特定施設を併設するものを除く。)、畜産農業又はサービス業の用に供する豚房施設、牛房施設又は馬房施設を設置する特定事業場及び旅館業に属する特定事業場並びにこれら以外の特定事業場であつて、一日当たりの平均的な排水の量が20立方メートル未満であるものから排出される排水については、適用しない。

出典：「山梨県生活環境の保全に関する条例」（昭和50年7月12日山梨県条例第12号）

表 5-2-51(2) 上乘せ排水基準（山梨県、適用水域：全公共用水域）

2. 有害物質以外のものに係る排水基準

| 区分 | 適用水域 | 1日当たりの平均的な排水の量 | 項目及び許容限度 | | | | | | | | | | | | | |
|---|------|----------------|-----------------------------------|---------------------------------|-----------------------------|---|----------------------------------|-----------------------------|------------------------------|--------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------|-------|-------|
| | | | 生物化学的酸素要求量 (単位 1 リットルにつきミリグラム) | 化学的酸素要求量 (単位 1 リットルにつきミリグラム) | 浮遊物質 (単位 1 リットルにつきミリグラム) | ノルマルヘキサン抽出物質含有量 動植物油脂類含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム) | フェノール類含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム) | 銅含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム) | 亜鉛含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム) | 溶解性鉄含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム) | 溶解性マンガン含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム) | クロム含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム) | 大腸菌群数 (単位 1 立方センチメートルにつき個) | | | |
| 特定事業場 | 新設 | 公共用水全域 | 20 立方メートル以上 | 20 (15) | 20 (15) | 50 (30) | | | | | | | | | | 1,000 |
| | | | | 40 (30) | 40 (30) | 50 (30) | | | | | | | | | 1,000 | |
| | 既設 | 公共用水全域 | 20 立方メートル以上 | 20 (15) | 20 (15) | 50 (30) | 10 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0.5 | 1,000 | | | |
| | | | | 40 (30) | 40 (30) | 50 (30) | 10 | 1 | 1 | 1 | 5 | 1 | 1 | 1,000 | | |
| 畜産農業又はサービス業の用に供する豚房施設、牛房施設又は馬房施設を設置するもの | 新設 | 富士五湖水域 | 7.5 立方メートル以上 | 30 (20) | 30 (20) | 50 (30) | | | | | | | | | | |
| | | 市街化区域内の水域 | 7.5 立方メートル以上 | 80 (60) | 80 (60) | 150 (120) | | | | | | | | | | |
| | | 上記以外の公共用水域 | 50 立方メートル未満 | 140 (110) | 140 (110) | 180 (140) | | | | | | | | | | |
| | | | 50 立方メートル以上 | 80 (60) | 80 (60) | 150 (120) | | | | | | | | | | |
| | 既設 | 全公共用水域 | 7.5 立方メートル以上 50 立方メートル未満 | 160 (120) | 160 (120) | 200 (150) | | | | | | | | | | |
| 旅館業 | 新設 | 全公共用水域 | 20 立方メートル以上 | 30 (20) | 30 (20) | 50 (30) | 10 | | | | | | | | | 1,000 |
| | | | | 60 (50) | 60 (50) | 90 (70) | 10 | | | | | | | | 1,000 | |
| | 既設 | 自然公園区域内の水域 | 20 立方メートル以上 | 100 (85) | 100 (85) | 140 (110) | 15 | | | | | | | | | 1,000 |
| | | | | 60 (50) | 60 (50) | 90 (70) | 10 | | | | | | | | 1,000 | |
| 上記以外の特定施設を設置するもの | 新設 | 全公共用水域 | 20 立方メートル以上 | 30 (20) | 30 (20) | 50 (30) | 10 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0.5 | 1,000 | | |
| | | | | 60 (50) | 60 (50) | 90 (70) | 10 | 1 | 1 | 1 | 5 | 1 | 1 | 1,000 | | |

※ 府令別表第 2 に定める水素イオン濃度の排水基準については、1 日当たりの平均的な排水の量が 50 立方メートル未満である特定事業場から排出される排水についても適用する。

備考1 有害物質に係る排水基準の備考1、2及び4の規定は、この表に掲げる有害物質以外のものに係る排水基準について準用する。

2 「富士五湖水域」とは、次に掲げる湖沼及びこれに流入する公共用水域をいう。

(1)山中湖、(2)河口湖、(3)西湖、(4)精進湖、(5)本栖湖

3 「市街化区域内の水域」とは、都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項の市街化区域内の公共用水域をいう。

4 「自然公園区域内の水域」とは、自然公園法(昭和32年法律第161号)第5条第1項の規定により指定された国立公園及び同条第2項の規定により指定された国定公園並びに山梨県立自然公園条例(昭和32年山梨県条例第74号)第5条第1項の規定により指定された県立自然公園の区域内の公共用水域をいう。

5 ()内の数値は、日間平均を示す。

6 生物化学的酸素要求量に係る排水基準は、湖沼以外の公共用水域に排出される排水について適用し、化学的酸素要求量に係る排水基準は、湖沼に排出される排水について適用する。

出典：「山梨県生活環境の保全に関する条例」(昭和50年7月12日山梨県条例第12号)

表 5-2-52(1) 上乘せ排水基準(長野県、適用水域：全公共用水域)

1. 有害物質に係る上乘せ排出基準

| 区分 | 有害物質の種類及び許容限度 | | | | 適用水域 |
|---|--------------------------------|-----------------------------|-------------------------------|------------------------------|-------------------|
| | カドミウム及びその化合物 | シアン化合物 | 六価クロム化合物 | 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 | |
| 水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設(以下「特定施設」という。)を有する工場又は事業場 | 1リットルにつき カドミウム 0.05ミリグラム | 1リットルにつき シアン 0.5ミリグラム | 1リットルにつき 六価クロム 0.3ミリグラム | 1リットルにつき 水銀 0.003ミリグラム | 県の区域に属する 公共用水域 |

(備考)1 この表に掲げる上乘せ排水基準は、昭和54年10月31日において既に設置され、又は設置の工事が行われている1日当たりの平均的な排水の量が500立方メートル未満の工場又は事業場に係る排水については適用しない。

2 この表に掲げる上乘せ排水基準は、一の施設が特定施設となつた際現に当該施設が設置され、又は設置の工事が行われている1日当たりの平均的な排水の量が500立方メートル未満の工場又は事業場に係る排水については適用しない。ただし、当該施設が水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設となつた際既に当該工場又は事業場についてこの表に掲げる上乘せ排水基準が適用されている場合は、この限りでない。

出典：「公害の防止に関する条例」(昭和48年3月30日長野県条例第11号)

表 5-2-52(2) 上乗せ排水基準（長野県、適用水域：全公共用水域）

2. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量及びクロム含有量に係る上乗せ排出基準

| 区分 | 許容限度 | | | | 適用水域 | | |
|----|--|---------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|------|---------------|--|
| | 水素イオン濃度 (水素指数) | 銅含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム) | 亜鉛含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム) | クロム含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム) | | | |
| 1 | 畜産農業又はサービス業の用に供する次に掲げる施設を有する事業場 (1) 豚房施設（豚房の総面積が 250 平方メートル以上のものに限る。） (2) 牛房施設（牛房の総面積が 500 平方メートル以上のものに限る。） | 1 日当たりの平均的な排水の量が 50 立方メートル未満 | 5.8 以上 8.6 以下 | — | — | 県の区域に属する公共用水域 | |
| 2 | 水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号。以下「施行令」という。）別表第 1 の 26、27、47、49、52、53、58、61、62、63、65 又は 66 に掲げる特定施設を有する工場又は事業場 | 1 日当たりの平均的な排水の量が 50 立方メートル未満 | 5.8 以上 8.6 以下 | 3 | 5 | | 2 |
| | | 1 日当たりの平均的な排水の量が 500 立方メートル以上 | — | 2 | 3 | | 1 |
| 3 | 施行令別表第 1 の 1、1 の 2、11、12、18 の 2、18 の 3、19、20、21、21 の 2、21 の 3、21 の 4、22、23、23 の 2、24、25、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、41、42、43、44、45、46、48、50、51、51 の 2、51 の 3、54、55、56、57、59、60、63 の 2、64、64 の 2、66 の 3、66 の 4、66 の 5、66 の 6、66 の 7、66 の 8、67、68、68 の 2、69 の 2、69 の 3、70、70 の 2、71、71 の 2、71 の 3、71 の 4、71 の 5、71 の 6、73 又は 74 に掲げる特定施設を有する工場又は事業場 | 1 日当たりの平均的な排水の量が 500 立方メートル以上 | — | — | — | 1 | 白樺湖、蓼科湖及び諏訪湖並びにこれらに流入し、又はこれらから流出する公共用水域（東天竜取水堰（左岸上伊那郡辰野町大字平出 1 番口号の 1、右岸上伊那郡辰野町大字辰野唐木沢 377 番の 20）から下流の天竜川を除く。） |

（備考）区分番号 3 に掲げる工場又は事業場に係るクロム含有量に係る上乗せ排水基準については、昭和 48 年 6 月 24 日以降において新たに設置される工場又は事業場（昭和 48 年 6 月 23 日において既に着工されていたものを除く。）に係る排水について適用する。

出典：「公害の防止に関する条例」（昭和 48 年 3 月 30 日長野県条例第 11 号）

表 5-2-52(3) 上乗せ排水基準（長野県、適用水域：全公共用水域）

3. 生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量、浮遊物質量及び大腸菌群数に係る上乗せ排水基準

| 区分 | 許容限度 | | | | | | 適用水域 | |
|----|--|--|----------------------------------|------|---------------------------------------|-----|-------|---------------|
| | 生物化学的酸素要求量 又は化学的酸素要求量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム) | | 浮遊物質量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム) | | 大腸菌群数 (単位 1 立方 センチメート ルにつき個) | | | |
| | 最大 | 日間平均 | 最大 | 日間平均 | 日間平均 | | | |
| 1 | 畜産農業又はサービス業の用に供する次に掲げる施設を有する事業場 | 1 日当たりの平均的な排出水の量が 10 立方メートル未満 | 160 | 120 | 200 | 150 | 3,000 | 県の区域に属する公共用水域 |
| | (1) 豚房施設（豚房の総面積が 250 平方メートル以上のものに限る。） | 1 日当たりの平均的な排出水の量が 10 立方メートル以上 500 立方メートル未満 | 160 | 120 | 85 | 70 | 3,000 | |
| | (2) 牛房施設（牛房の総面積が 500 平方メートル以上のものに限る。） | 1 日当たりの平均的な排出水の量が 500 立方メートル以上 | 30 | 20 | 50 | 30 | — | |
| 2 | 施行令別表第 1 の 3 に掲げる特定施設を有する工場若しくは事業場のうち寒天製造業に係るもの又は同表の 10 に掲げる特定施設を有する工場若しくは事業場のうち清酒製造業に係るもの | 1 日当たりの平均的な排出水の量が 10 立方メートル以上 | 60 | 40 | 90 | 60 | — | |
| | | 1 日当たりの平均的な排出水の量が 10 立方メートル以上 50 立方メートル未満 | 60 | 40 | 90 | 60 | — | |
| 3 | 施行令別表第 1 に掲げる特定施設を有する工場若しくは事業場で次に掲げるもの以外のもの又は湖沼水質保全特別措置法第 3 条第 2 項の規定による指定地域（以下「指定地域」という。）において湖沼法施行令第 5 条第 1 号若しくは第 2 号に掲げる施設を有する工場若しくは事業場 (1) 区分番号 1 及び 2 に掲げる工場又は事業場 (2) 施行令別表第 1 の 1 の 2 に掲げる特定施設を有する事業場（区分番号 1 に該当する事業場を除く。） | 1 日当たりの平均的な排出水の量が 50 立方メートル以上 | 30 | 20 | 50 | 30 | — | |
| | | 1 日当たりの平均的な排出水の量が 50 立方メートル以上 | 30 | 20 | 50 | 30 | — | |

(備考) 1 生物化学的酸素要求量に係る上乗せ排水基準は湖沼以外の公共用水域に排出される排水について、化学的酸素要求量に係る上乗せ排水基準は湖沼に排出される排水について適用する。

2 「日間平均」による許容限度は、1 日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。

3 工場又は事業場がこの表の区分欄の 2 以上の区分に該当する場合において、それぞれの区分につき異なる許容限度の上乗せ排水基準が定められているときは、当該工場又は事業場に係る排水については、それらの上乗せ排水基準のうち最大の許容限度のものを適用する。

出典：「公害の防止に関する条例」（昭和 48 年 3 月 30 日長野県条例第 11 号）

表 5-2-52(4) 上乗せ排水基準（長野県、適用水域：全公共用水域）

4. 窒素及び燐に係る上乗せ排水基準

| 区分 | | 許容限度 | | | | | | | | | | | | 適用水域 | | |
|------------|---|---|------|---------------------------|------|---------------------------------------|------|---------------------------|------|-----------------------------|------|---------------------------|------|------|-----|--|
| | | 1日当たりの平均的な排出水の量が20立方メートル以上50立方メートル未満 | | | | 1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上500立方メートル未満 | | | | 1日当たりの平均的な排出水の量が500立方メートル以上 | | | | | | |
| | | 窒素含有量 (単位1リットルにつきミリグラム) | | 燐含有量 (単位1リットルにつきミリグラム) | | 窒素含有量 (単位1リットルにつきミリグラム) | | 燐含有量 (単位1リットルにつきミリグラム) | | 窒素含有量 (単位1リットルにつきミリグラム) | | 燐含有量 (単位1リットルにつきミリグラム) | | | | |
| | | 最大 | 日間平均 | 最大 | 日間平均 | 最大 | 日間平均 | 最大 | 日間平均 | 最大 | 日間平均 | 最大 | 日間平均 | | | |
| 既設の工場又は事業場 | 1 | 施行令別表第1の2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18又は18の2に掲げる特定施設を有する工場又は事業場(区分番号2に該当する工場又は事業場を除く。) | | 30 | 15 | 6 | 3 | 20 | 10 | 5 | 2.5 | 15 | 7.5 | 4 | 2 | 白樺湖、蓼科湖、諏訪湖、野尻湖、青木湖、中綱湖及び木崎湖並びにこれらに流入する公共用水域(窒素に係る上乗せ排水基準については、野尻湖、青木湖、中綱湖及び木崎湖並びにこれらに流入する公共用水域を除く。) |
| | 2 | 施行令別表第1の3に掲げる特定施設を有する工場又は事業場のうち天然寒天製造業に係るもの | | 30 | 15 | 6 | 3 | 30 | 15 | 6 | 3 | 30 | 15 | 6 | 3 | |
| | 3 | 施行令別表第1の63、65又は66に掲げる特定施設を有する工場又は事業場 | | 50 | 25 | 6 | 3 | 40 | 20 | 5 | 2.5 | 30 | 15 | 4 | 2 | |
| | 4 | 施行令別表第1の66の3、66の4、66の5、66の6、66の7、66の8若しくは68の2に掲げる特定施設を有する工場若しくは事業場又は指定地域において湖沼法施行令第5条第1号に掲げる施設を有する事業場 | | 40 | 20 | 6 | 3 | 35 | 17.5 | 5 | 2.5 | 30 | 15 | 4 | 2 | |
| | 5 | 施行令別表第1の72に掲げる特定施設(し尿浄化槽を除く。)又は同表の73に掲げる特定施設を有する工場又は事業場 | | 40 | 20 | 4 | 2 | 40 | 20 | 4 | 2 | 40 | 20 | 4 | 2 | |
| | 6 | 施行令別表第1の72に掲げる特定施設のうちし尿浄化槽を有する工場若しくは事業場又は指定地域において湖沼法施行令第5条第2号に掲げる施設を有する工場若しくは事業場 | | 50 | 25 | 6 | 3 | 50 | 25 | 6 | 3 | 50 | 25 | 6 | 3 | |
| | 7 | 区分番号1から6までに掲げるもの以外の施行令別表第1に掲げる特定施設を有する工場又は事業場 | | 30 | 15 | 5 | 2.5 | 20 | 10 | 4 | 2 | 15 | 7.5 | 3 | 1.5 | |

(つづき)

| 区分 | | 許容限度 | | | | | | | | | | | | 適用水域 |
|------------|----|---|------|---------------------------|------|---------------------------------------|------|---------------------------|------|-----------------------------|------|---------------------------|------|--|
| | | 1日当たりの平均的な排出水の量が20立方メートル以上50立方メートル未満 | | | | 1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上500立方メートル未満 | | | | 1日当たりの平均的な排出水の量が500立方メートル以上 | | | | |
| | | 窒素含有量 (単位1リットルにつきミリグラム) | | 燐含有量 (単位1リットルにつきミリグラム) | | 窒素含有量 (単位1リットルにつきミリグラム) | | 燐含有量 (単位1リットルにつきミリグラム) | | 窒素含有量 (単位1リットルにつきミリグラム) | | 燐含有量 (単位1リットルにつきミリグラム) | | |
| | | 最大 | 日間平均 | 最大 | 日間平均 | 最大 | 日間平均 | 最大 | 日間平均 | 最大 | 日間平均 | 最大 | 日間平均 | |
| 新設の工場又は事業場 | 8 | 施行令別表第1の2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18又は18の2に掲げる特定施設を有する工場又は事業場(区分番号9に該当する工場又は事業場を除く。) | | | | | | | | | | | | 白樺湖、蓼科湖、諏訪湖、野尻湖、青木湖、中綱湖及び木崎湖並びにこれらに流入する公共用水域(窒素に係る上乗せ排水基準については、野尻湖、青木湖、中綱湖及び木崎湖並びにこれらに流入する公共用水域を除く。) |
| | 9 | 施行令別表第1の3に掲げる特定施設を有する工場又は事業場のうち天然寒天製造業に係るもの | | | | | | | | | | | | |
| | 10 | 施行令別表第1の63、65又は66に掲げる特定施設を有する工場又は事業場 | | | | | | | | | | | | |
| | 11 | 施行令別表第1の66の3、66の4、66の5、66の6、66の7、66の8若しくは68の2に掲げる特定施設を有する工場若しくは事業場又は指定地域において湖沼法施行令第5条第1号に掲げる施設を有する事業場 | | | | | | | | | | | | |
| | 12 | 施行令別表第1の72に掲げる特定施設(し尿浄化槽を除く。)又は同表の73に掲げる特定施設を有する工場又は事業場 | | | | | | | | | | | | |
| | 13 | 施行令別表第1の72に掲げる特定施設のうちし尿浄化槽を有する工場若しくは事業場又は指定地域において湖沼法施行令第5条第2号に掲げる施設を有する工場若しくは事業場 | | | | | | | | | | | | |
| | 14 | 区分番号8から13までに掲げるもの以外の施行令別表第1に掲げる特定施設を有する工場又は事業場 | | | | | | | | | | | | |

- (備考) 1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 2 「既設の工場又は事業場」とは、白樺湖、蓼科湖及び諏訪湖並びにこれらに流入する公共用水域にあっては平成6年6月30日において既に設置されていた工場又は事業場(同日において既に着工されていたものを含む。)を、野尻湖、青木湖、中綱湖及び木崎湖並びにこれらに流入する公共用水域にあっては平成9年9月30日において既に設置されていた工場又は事業場(同日において既に着工されていたものを含む。)をいう。
- 3 「新設の工場又は事業場」とは、白樺湖、蓼科湖及び諏訪湖並びにこれらに流入する公共用水域にあっては平成6年7月1日以降において新たに設置される工場又は事業場(同日の前日において既に着工されていたものを除く。)を、野

尻湖、青木湖、中綱湖及び木崎湖並びにこれらに流入する公共用水域にあつては平成9年10月1日以降において新たに設置される工場又は事業場（同日の前日において既に着工されていたものを除く。）をいう。

- 4 工場又は事業場がこの表の区分欄の2以上の区分に該当する場合において、それぞれの区分につき異なる許容限度の上乗せ排水基準が定められているときは、当該工場又は事業場に係る排出水については、それらの上乗せ排水基準のうち最大の許容限度のもの（区分番号5、6、12又は13に該当するものを除く。）を適用する。
- 5 一の施設が特定施設となった場合において、当該施設を有することにより新たに水質汚濁防止法第2条第5項に規定する特定事業場となった工場又は事業場については、備考の2中「白樺湖、蓼科湖及び諏訪湖並びにこれらに流入する公共用水域にあつては平成6年6月30日において既に設置されていた工場又は事業場（同日において既に着工されていたものを含む。）を、野尻湖、青木湖、中綱湖及び木崎湖並びにこれらに流入する公共用水域にあつては平成9年9月30日」とあるのは「当該施設が水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設となった日の前日」と、備考の3中「白樺湖、蓼科湖及び諏訪湖並びにこれらに流入する公共用水域にあつては平成6年7月1日以降において新たに設置される工場又は事業場（同日の前日において既に着工されていたものを除く。）を、野尻湖、青木湖、中綱湖及び木崎湖並びにこれらに流入する公共用水域にあつては平成9年10月1日」とあるのは「当該施設が水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設となった日」とする。

出典：「公害の防止に関する条例」（昭和48年3月30日長野県条例第11号）

(19) 水質汚濁防止法に規定する指定地域

調査区域には、「水質汚濁防止法」（昭和45年12月25日法律第138号）第4条の2第1項の規定により指定された汚濁負荷量の総量の削減に係る地域の指定はありません。

(20) 湖沼水質保全特別措置法の規定により指定された指定地域

調査区域には、「湖沼水質保全特別措置法」（昭和59年7月27日法律第61号）第3条第1項の規定により指定された湖沼はありません。

(21) 排水基準を定める省令に規定する湖沼及び海域

調査区域には、「排水基準を定める省令」（昭和46年6月21日総理府令第35号）別表第2の備考6又は7に規定する湖沼・海域として、表5-2-53に示すとおり大門ダム貯水池（清里湖）及び猪名湖（松原湖）が指定されています。

表 5-2-53 窒素含有量及び磷含有量についての排水基準に係る湖沼・海域

| 区分 | 指定水域 | 備考 |
|----|--------------|---------|
| 湖沼 | 大門ダム貯水池（清里湖） | ※磷含有量のみ |
| | 猪名湖（松原湖） | |
| 海域 | — | — |

出典：「排水基準を定める省令別表第二の備考6及び7の規定に基づく窒素含有量又は磷（りん）含有量についての排水基準に係る湖沼」（昭和60年5月30日環境庁告示第27号）

(22) 土壤汚染対策法の規定により指定された指定区域

調査区域には、「土壤汚染対策法」（平成14年5月29日法律第53号）第6条第1項及び第11条第1項の規定による指定区域はありません。

(23) ダイオキシン類対策特別措置法の規定により指定された

ダイオキシン類土壤汚染対策地域

調査区域には、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年 7 月 16 日法律第 105 号）第 29 条第 1 項の規定により指定されたダイオキシン類土壤汚染対策地域はありません。

(24) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により指定された指定区域

調査区域には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）第 15 条の 17 第 1 項の規定に基づき、廃棄物が地下にある土地であって土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものの区域として、表 5-2-54 に示すとおり 2 箇所が指定区域として指定されています。位置を図 5-2-17 に示します。

表 5-2-54 廃棄物が地下にある土地の指定区域の状況（長野県）

| No. | 指定区域 | 埋め立て地の区分 | 指定日 |
|-----|--------------------------------|--------------------|------------------|
| N1 | 南佐久郡南牧村大字海ノ口字樽ノ原 2254-4 | 規則第 12 条の 31 第 2 号 | 平成 19 年 9 月 13 日 |
| N2 | 南佐久郡南相木村 864-1 の一部及び 867-1 の一部 | 令第 13 条の 2 第 1 号 | 平成 27 年 7 月 21 日 |

注 1) No. は図 5-2-17 中の番号に対応しています。

出典：「廃棄物が地下にある土地の指定区域一覧」（平成 31 年 1 月 10 日現在、長野県環境部資源循環推進課ホームページ）

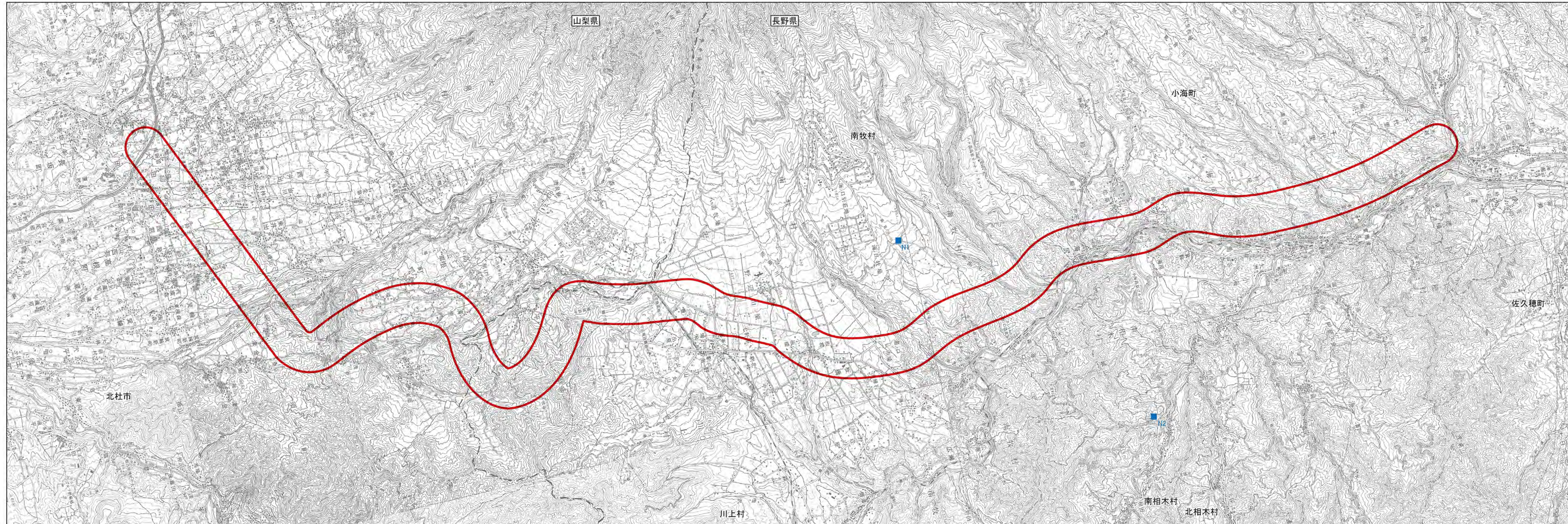
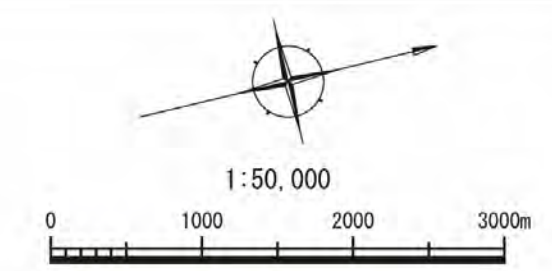


図 5-2-17 廃棄物が地下にある土地の指定区域位置図

- 凡 例
- 事業実施区域
 - 県境
 - 市町村界
 - 廃棄物が地下にある土地の指定区域

長野県出典：「廃棄物が地下にある土地の指定区域一覧」
 (平成 31 年 1 月 10 日現在、長野県環境部
 資源循環推進課ホームページ)



(25) 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律の規定により指定された

農用地土壌汚染対策地域

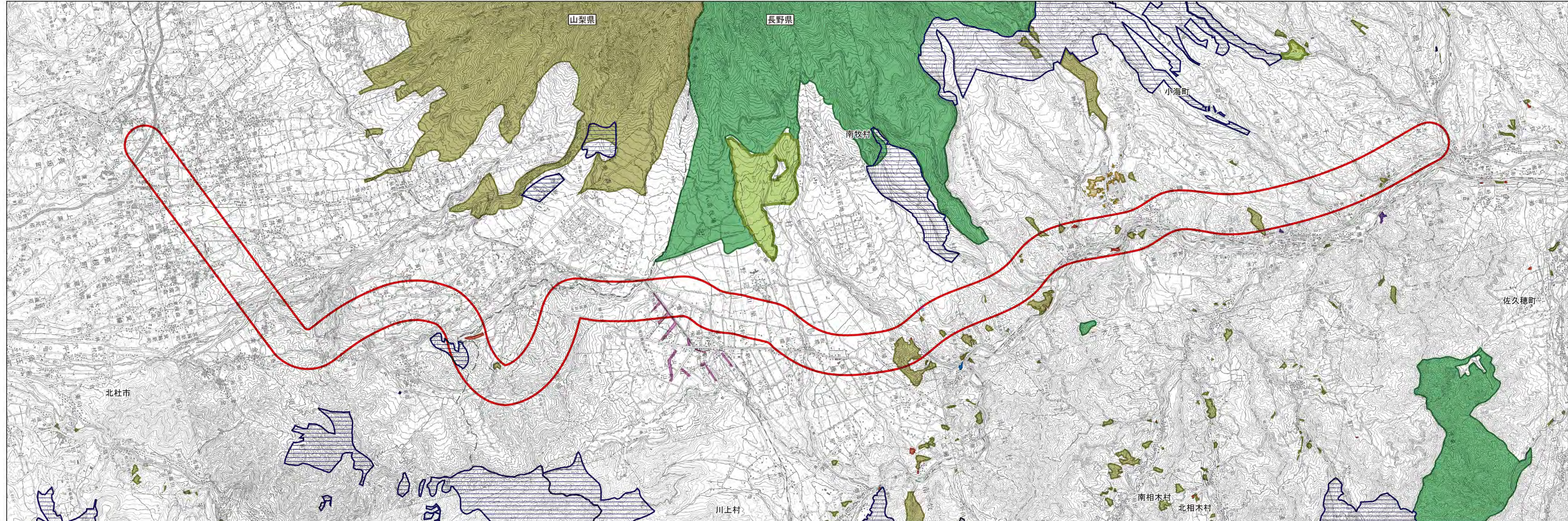
調査区域には、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 139 号）第 3 条第 1 項の規定により指定された地域はありません。

(26) 森林法の規定により指定された保安林のうち、公衆の保健又は名所

若しくは旧跡の風致の保存のために指定された保安林

調査区域における、「森林法」（昭和 26 年 6 月 26 日法律第 249 号）第 25 条の規定により指定された保安林を図 5-2-18 に示します。事業実施区域は、その一部を通過します。

図 5-2-18 保安林等位置図



- 凡 例
- 事業実施区域
 - 県境
 - 市町村界
 - 水源涵養保安林
 - 風致保安林
 - 土砂流出防備保安林
 - 土砂崩壊防備保安林
 - 防風保安林
 - 水害防備保安林
 - 落石防止保安林
 - 干害防備保安林
 - 国有林

山梨県出典：「山梨県中北建設事務所北支所管内図」
 (平成 23 年、山梨県)
 長野県出典：「佐久管内保安林位置図 (南佐久)」
 (平成 22 年 3 月現在、長野県)
 「信州くらしのマップ」(長野県ホームページ)

